
かすみがうら市 教育振興基本計画

ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり

平成 29 年度～平成 33 年度

平成 29 年3月

かすみがうら市教育委員会

ごあいさつ

「かすみがうら市教育振興基本計画」の策定にあたり、ごあいさつ申し上げます。

私たちのまちかすみがうら市は、平成 17 年 3 月に霞ヶ浦町、千代田町の合併により誕生いたしました。市誕生から本市を取り巻く情勢は大きく変化しており、地球規模での環境問題や国際化への対応、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題や地方分権による業務の委譲、市民ニーズの多様化・高度化など自治体行政に求められる役割も多様かつ複雑になっています。

日々変化する社会の中で、地元かすみがうら市の素晴らしさを改めて感じていただきたいと考えたとき、子どもから大人まで全ての市民が、かすみがうら市で学び、その学びの成果を地域に活かすことが大切であると思いました。新たな「かすみがうら市教育振興基本計画(平成 29 年度～平成 33 年度)」は地域に対する思いを含め、現代社会に必要な教育プランが策定されました。改めて、教育とは人と地域を活かすために欠かせないものと言えます。

最後になりますが、計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

かすみがうら市長 坪井 透

「かすみがうら市教育振興基本計画」の策定にあたって

かすみがうら市教育委員会では、従来の基本目標である「豊かな学びと創造のまちづくり」の実現に向けて、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間の計画期間で市の教育振興のための基本的な施策である「かすみがうら市教育振興基本計画」に基づき教育行政に取り組んできました。

この間、少子高齢化や市民ニーズの多様化・高度化など、社会を取り巻く環境は大きく変わってきています。教育を取り巻く環境の変化も顕著であり、学習指導要領の一部改正により小学校では平成 30 年度から、中学校では平成 31 年度から「特別の教科 道徳」が全面実施されます。この他には、グローバル化に対応した教育環境づくりにおいては、平成 32 年度に「新学習指導要領」が小学校で全面実施されることを受けて、小学校 3・4 年生から外国語活動が始まり、小学校 5・6 年生において英語が教科化されるなど、時代の変化に伴い教育環境も大きく変わろうとしております。

また、高齢化社会が進行してきている時代だからこそ、高齢者の生きがいづくり、市民協働、コミュニティ活動、地域の担い手づくり、健康寿命の延伸など生涯学習機会の提供を切れ目なく行うことが求められてきております。

このような状況を踏まえ、本市におけるこれまでの取組の成果を継承しつつ、「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」を基本理念とした新たな「かすみがうら市教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画は、今後 5 年間の本市教育行政の確固たる方策を定めており、学校、家庭、地域及び関係機関との連携協力を図りながら、全力で取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、計画の策定にあたり、ご尽力を賜りましたかすみがうら市教育振興基本計画策定委員の皆様、意識調査にご協力いただきました方々など関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

かすみがうら市教育長 大山 隆雄

目次

I 策定方針

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 策定体制	3
5. 策定方針	3

II かすみがうら市の教育の現状

1. かすみがうら市の概況	6
2. かすみがうら市の教育を取り巻く現況	17

III 教育施策の大綱

1. 教育の基本理念	24
2. 教育施策の基本方向	26
3. 施策の体系	29

IV 基本計画

第1節 学校教育の充実	33
第2節 社会性豊かな青少年の健全育成	59
第3節 生涯学習の充実	69
第4節 地域文化の継承と創造	89

V 計画の実現に向けて

1. 推進体制の強化	98
2. 計画の点検・評価	98
3. 計画の見直し	99
4. 計画の公表と情報の提供	99

VI 資料編

1. かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	102
2. かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会名簿	104
3. かすみがうら市教育振興基本計画ワーキングチーム名簿	105
4. 策定経緯	106

I 策定方針

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 策定体制
5. 策定方針

1. 計画策定の趣旨

平成 17 年に千代田町と霞ヶ浦町が合併し「かすみがうら市」が誕生してから、10 年が経過し、教育分野においては、「豊かな学びと創造のまちづくり」の実現に向けて「教育の充実」、「生涯学習の充実」、「青少年の健全育成」、「地域文化の継承と創造」を基本とした施策の展開を図ってきました。

平成 28 年度末を以て、「かすみがうら市教育振興基本計画」（平成 24 年度～平成 28 年度）の計画期間が終了することから、平成 25 年 6 月に策定された国の第 2 期「教育振興基本計画」を参酌しつつ、「かすみがうら市教育振興基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）」を策定するものとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は教育基本法第 17 条第 2 項が規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の第 2 期「教育振興基本計画」及び「いばらき教育プラン」を踏まえるとともに、「かすみがうら市総合計画」を上位計画として、本市の教育振興のため基本的な施策を定めるものです。

3. 計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を計画期間とします。

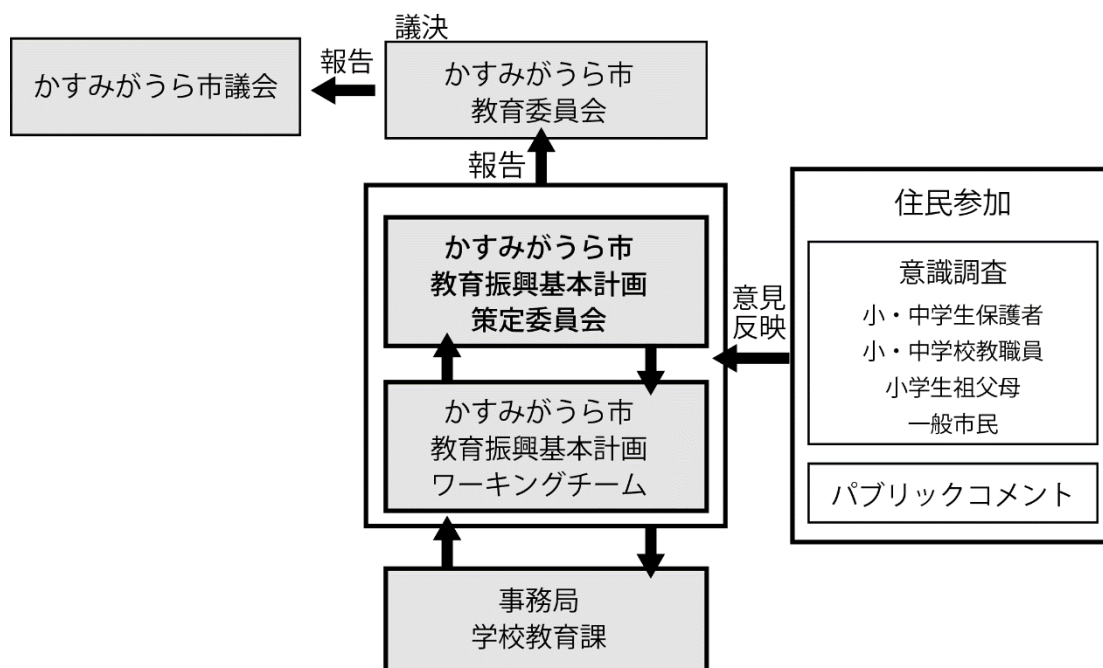
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
国 教育振興基本計画	第 2 期計画	第 3 期計画			
県 いばらき教育プラン					次期プラン
第 2 次 かすみがうら市 総合計画	計画期間（前期基本計画）				
かすみがうら市 教育振興基本計画	計画期間				

4. 策定体制

本計画では、「かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、基本計画の策定に関する調査・研究及び基本計画策定に必要な事項について審議検討を行います。

また、基本計画策定に必要な調査及び検討資料作成のため、下部組織として「ワーキングチーム」を設置します。

住民の意見を広く聴取し計画に反映するため、小・中学生の保護者及び祖父母、小・中学校教職員、一般市民を対象に意識調査を実施しました。



5. 策定方針

- 学校教育から生涯学習まで、全ての市民を対象とした、かすみがうら市の教育の総合的な計画として策定します。
- 時代の変化に対応するとともに、国・県の上位計画を踏まえた計画を策定します。
- 地域の特性を踏まえた計画を策定します。

II かすみがうら市の教育の現状

1. かすみがうら市の概況
2. かすみがうら市の教育を取り巻く現況

1. かすみがうら市の概況

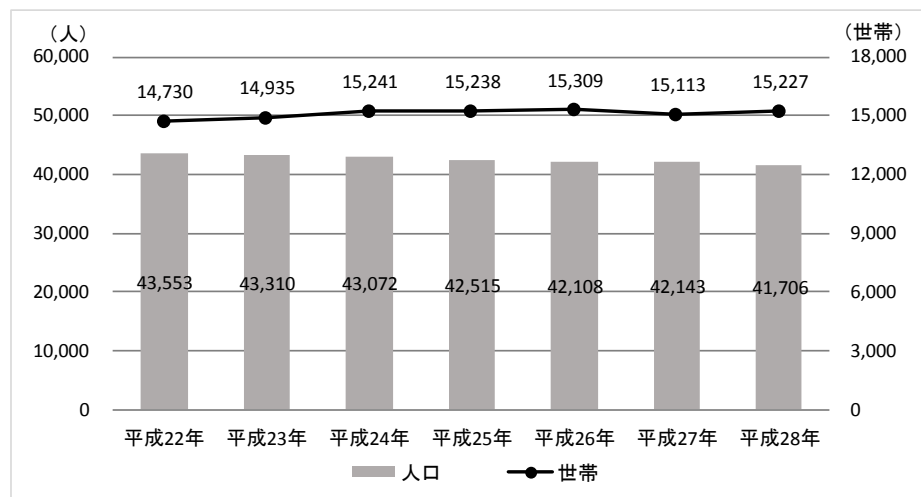
■かすみがうら市の人口

(1) 人口・世帯

本市の人口は、平成22年から緩やかではありますが減少傾向が続いています。一方、世帯数は増加傾向で平成27年にやや減少しますが、平成28年は再び増加を示しています。1世帯当たりの人員は減少傾向で、少子化、核家族化の進行、高齢者の一人住まいが増加していることが考えられます。

■人口と世帯の推移（人・世帯）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人口総数	43,553	43,310	43,072	42,515	42,108	42,143	41,706
世帯数	14,730	14,935	15,241	15,238	15,309	15,113	15,227
一世帯当たり人員	2.96	2.90	2.83	2.79	2.75	2.58	2.74



資料：茨城県常住人口調査（各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分人口

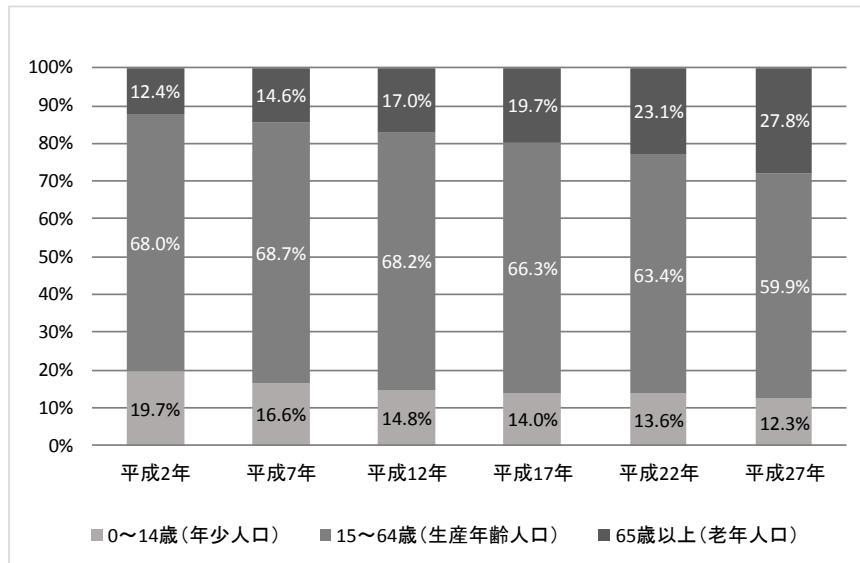
本市の年齢3区分人口の推移を見ると、平成2年から継続して、老年人口は増加傾向、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

年齢3区分人口の比率での推移を見ると、平成2年には年少人口が老年人口を上回っていましたが、平成12年には逆転し、平成27年では老年人口比率は3割近くを占めており、少子高齢化が加速していることが分かります。

■年齢3区分人口の推移（人）＊年齢不詳は除く

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳(年少人口)	8,453	7,535	6,705	6,198	5,889	5,172
15～64歳(生産年齢人口)	29,230	31,133	30,815	29,445	27,543	25,216
65歳以上(老年人口)	5,319	6,618	7,689	8,750	10,023	11,693
合計	43,002	45,286	45,209	44,393	43,455	42,081

■年齢3区分人口の推移（比率）



資料：国勢調査

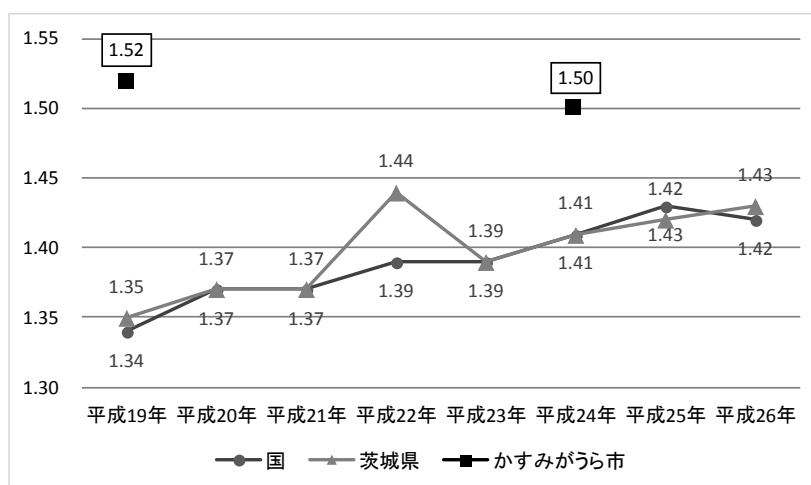
（３）合計特殊出生率

国、県の合計特殊出生率を見ると緩やかな上昇を示して推移しています。

本市の合計特殊出生率は、平成15年～19年（ベイズ推定値）の1.52から平成20年～24年（ベイズ推定値）では1.50とやや減少していますが、国・県に比べ高い傾向にあります。

■合計特殊出生率の推移（かすみがうら市は5年ごとのベイズ推定値）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42
茨城県	1.35	1.37	1.37	1.44	1.39	1.41	1.42	1.43
(ベイズ推定値)	平成15年～19年		平成20年～24年					
かすみがうら市	1.52		1.50					



合計特殊出生率

人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向を見るときに主要な指標となっています。

市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出しています。

資料：茨城県人口動態統計、ベイズ推定値は人口動態統計特殊報告

■かすみがうら市の学校教育

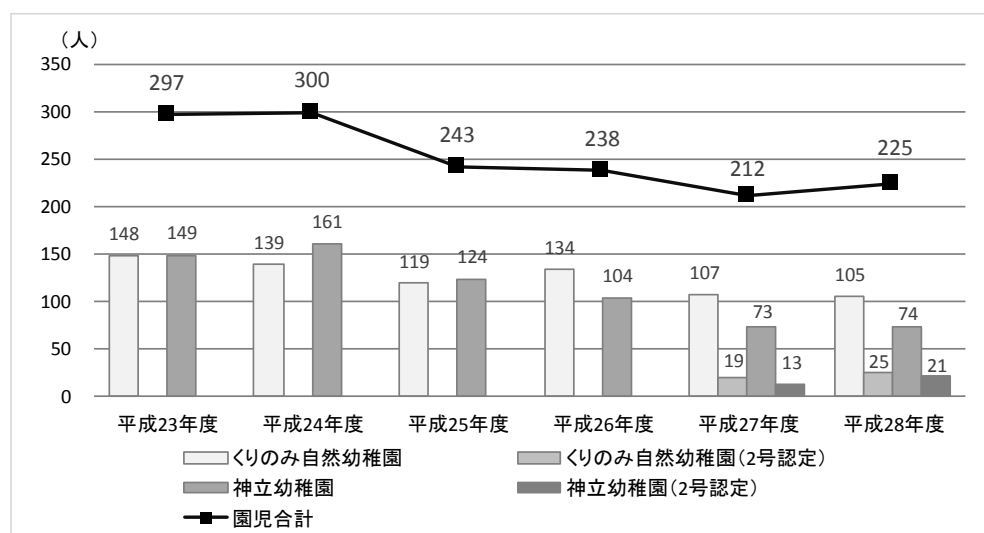
(1) 幼児教育

市内には2つの幼稚園があり、平成27年4月から神立幼稚園は幼保連携型認定こども園、くりのみ自然幼稚園は幼稚園型の認定こども園として運営しています。

園児数の推移を見ると、平成24年をピークに減少していましたが、平成28年にはやや増加となっています。各園の内訳を見ると増加したのは2号認定（保育を必要とする）の園児であることが分かります。

■幼稚園・認定こども園の園児数の推移（平成27年より認定こども園として運営）（人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
くりのみ自然幼稚園	148	139	119	134	107	105
くりのみ自然幼稚園(2号認定)	-	-	-	-	19	25
神立幼稚園	149	161	124	104	73	74
神立幼稚園(2号認定)	-	-	-	-	13	21
園児合計	297	300	243	238	212	225



資料：統計かすみがうら（平成26年まで）、学校教育課（平成27年から）各年5月1日現在

子ども・子育て支援新制度 3つの認定区分

平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度では、3つの区分の認定に応じて施設の利用先が決まってきます。

〔1号認定〕教育標準時間認定 満3歳以上で教育を希望する場合。（幼稚園・認定こども園を利用）

〔2号認定〕満3歳以上保育認定 満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合。（保育所・認定こども園を利用）

〔3号認定〕満3歳未満保育認定 満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合。（保育所・認定こども園、地域型保育を利用）

認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設。

(2) 小学校の状況

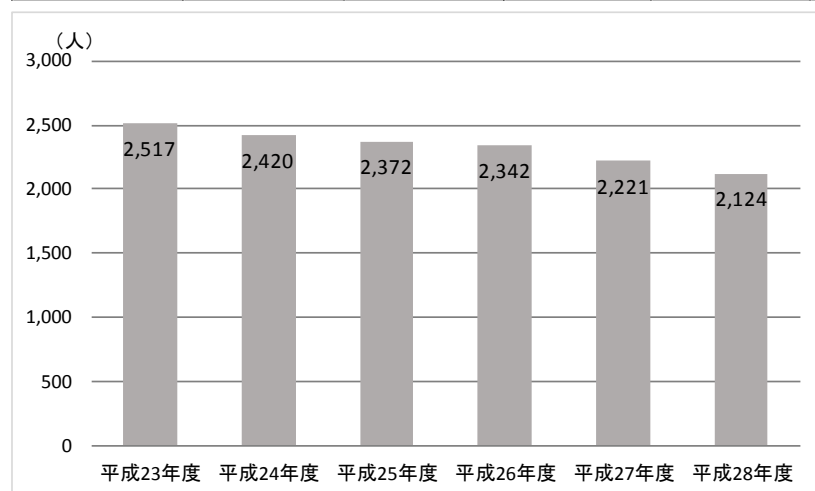
市立小学校は、平成 28 年 4 月に霞ヶ浦南小学校（下大津、美並、牛渡、宍倉の 4 つの小学校が統合）と霞ヶ浦北小学校（佐賀、安飾、志士庫の 3 つの小学校が統合）の 2 つの統合校が開校し 8 校となり、ほかに私立小中一貫校が 1 校あります。

市立小学校の児童数は減少傾向となっており、平成 23 年度と平成 28 年度を比較すると約 400 人の減少となっています。

各小学校のクラス数を見ると、各学年 1 クラス以下の学校が 4 校ありクラス替えができない状況にあり、上佐谷小学校では複式学級も出ています。地域の実状を勘案しつつ、適正規模化に向けた検討が必要となっています。

■小学校の児童数の推移（人）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
2,517	2,420	2,372	2,342	2,221	2,124



資料：統計かすみがうら（平成 26 年まで）、学校教育課（平成 27 年から）各年 5 月 1 日現在

■平成 28 年度 各小学校の児童数とクラス数（人・クラス）

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援
霞ヶ浦南小学校	児童数	55	61	85	67	51	93	412	3
	クラス数	2	2	3	2	2	3		
霞ヶ浦北小学校	児童数	43	45	49	55	46	51	289	3
	クラス数	2	2	2	2	2	2		
志筑小学校	児童数	9	16	17	13	12	17	84	1
	クラス数	1	1	1	1	1	1		
新治小学校	児童数	18	14	20	15	17	16	100	1
	クラス数	1	1	1	1	1	1		
七会小学校	児童数	7	14	10	11	11	17	70	1
	クラス数	1	1	1	1	1	1		
上佐谷小学校	児童数	4	8	7	4	8	6	37	0
	クラス数	1	1		1		1		
下稲吉小学校	児童数	103	122	92	115	105	111	648	4
	クラス数	3	4	3	4	3	3		
下稲吉東小学校	児童数	76	75	97	74	74	88	484	5
	クラス数	3	3	3	2	2	3		
児童数合計		315	355	377	354	324	399	2,124	

資料：学校教育課、5 月 1 日現在

(3) 中学校の状況

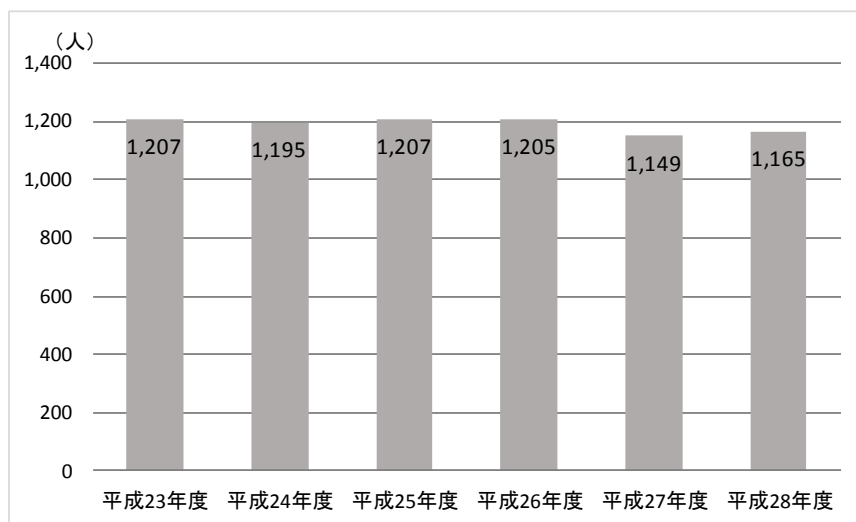
中学校は市立中学校が3校あります。また、私立の小中一貫校があります。(平成28年4月に既存私立小学校から小中一貫校となった)

市立中学校の生徒数は平成26年度までは1,200人前後で推移していましたが、平成27年度は1,149人、平成28年度は1,165人と減少傾向となっています。

各中学校のクラス数を見ると、千代田中学校は全校で6クラスとなっており、クラス替えは可能ですが、望ましい適正規模である全ての教科の担任が配置できる基準(9クラス以上)には至っていません。

■中学校の生徒数の推移(人)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1,207	1,195	1,207	1,205	1,149	1,165



資料：統計かすみがうら(平成26年まで)、学校教育課(平成27年から)各年5月1日現在

■平成28年度 各中学校の生徒数とクラス数(人・クラス)

		1年生	2年生	3年生	合計	特別支援
霞ヶ浦中学校	生徒数	130	120	140	390	2
	クラス数	4	4	4		
千代田中学校	生徒数	67	43	55	165	2
	クラス数	2	2	2		
下稲吉中学校	生徒数	215	192	203	610	4
	クラス数	6	6	6		
生徒数合計		412	355	398	1,165	

資料：学校教育課、5月1日現在

公立小・中学校の適正規模について(指針) 平成20年4月茨城県教育委員会

小・中学校の適正規模の基準。

小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。

中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

■かすみがうら市の生涯学習

(1) 公民館の利用状況

本市の公民館は、現在、霞ヶ浦公民館と千代田公民館の2館となっています。本市では中学校区ごとの地区公民館組織を編成し、地域活動の活性化を図っていくこととなり、平成28年度に霞ヶ浦公民館は霞ヶ浦中地区公民館、千代田公民館は千代田中地区公民館に位置づけられました。下稲吉中地区公民館は現時点で施設の位置づけがなく、施設配置の検討が必要となっています。また、旧地区公民館施設の今後の利用についても、検討を進めていく必要があります。

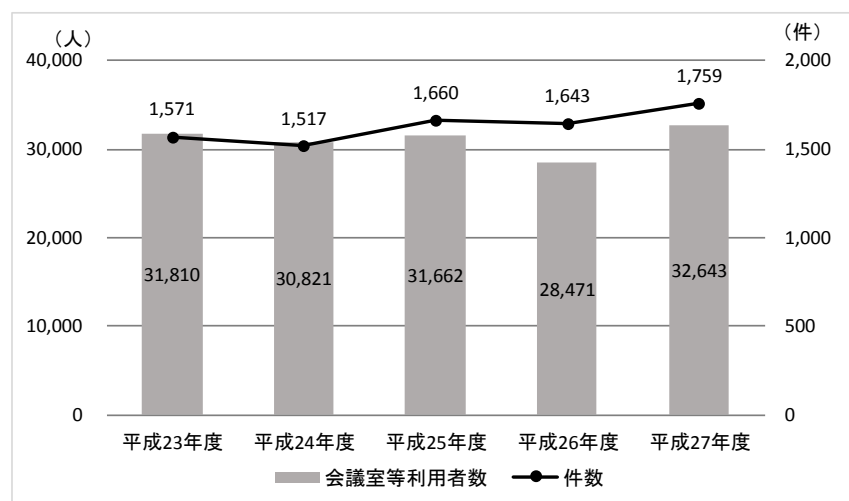
①霞ヶ浦公民館

霞ヶ浦公民館の利用状況を見ると、平成23年度から平成25年度までの会議室等利用者数は3万人台で推移しています。平成26年度に28,471人と減少していますが、平成27年度には32,643人と利用者数が回復しています。また、利用件数を見ると年々増加しています。

■霞ヶ浦公民館利用状況の推移（人・件）

	会議室等利用者数			
	合計	男	女	件数
平成23年度	31,810	14,592	17,218	1,571
平成24年度	30,821	13,959	16,862	1,517
平成25年度	31,662	14,481	17,181	1,660
平成26年度	28,471	13,361	15,110	1,643
平成27年度	32,643	14,712	17,931	1,759

■会議室等利用者数と利用件数の推移



資料：生涯学習課、各年度3月31日現在

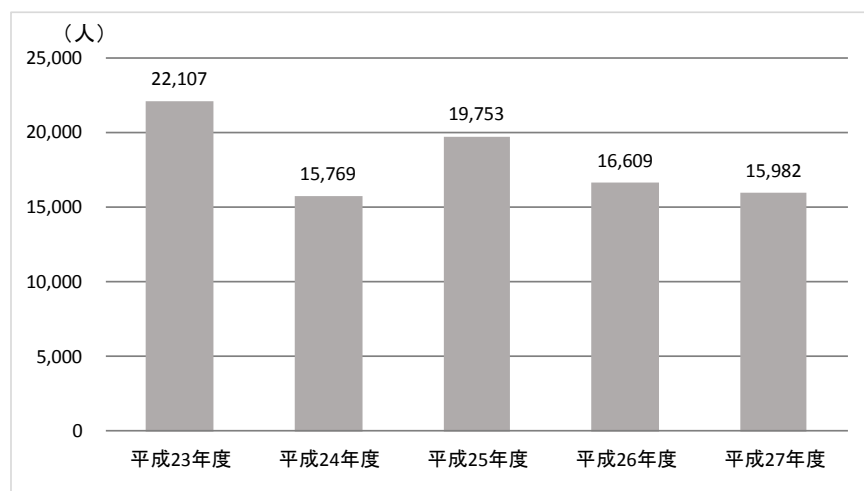
②千代田公民館の利用状況

千代田公民館の利用状況を見ると、合計利用人数は平成 23 年度の 22,107 人から平成 24 年度は 15,769 人と大きく減少しています。平成 25 年度に増加するものの、平成 26 年度からは再び減少しています。

■千代田公民館利用状況の推移（人）

	合計 利用人数	調理室	大会議室	小会議室	視聴覚室	和室	講堂	陶芸施設	その他
平成23年度	22,107	519	8,640	962	1,385	2,372	6,116	908	1,205
平成24年度	15,769	570	6,835	2,371	2,129	2,537	0	776	551
平成25年度	19,753	494	8,892	1,171	1,123	2,641	4,156	779	497
平成26年度	16,609	424	2,636	606	980	2,320	9,031	612	0
平成27年度	15,982	267	2,832	562	798	2,073	8,920	530	0

■千代田公民館合計利用人数の推移



資料：生涯学習課、各年度 3 月 31 日現在

（２）社会体育施設の利用状況

市内の社会体育施設は、体育センター(体育館)、多目的運動広場（テニスコート、弓道場等）、戸沢運動広場(全面芝生)、わかぐり運動公園（多目的広場、サッカー場、体育館等）第 1 常陸野公園（多目的広場、野球場、テニスコート等）、千代田 B & G 海洋センター（体育館、プール）があります。

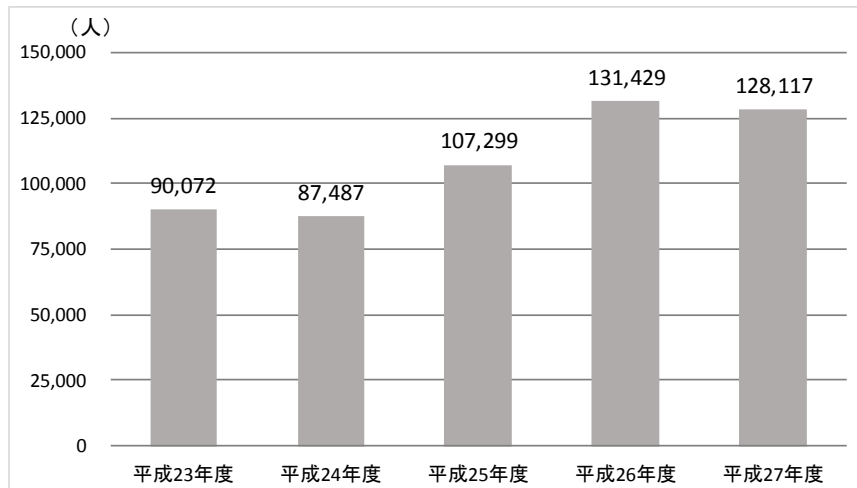
社会体育施設の合計利用人数を見ると、平成 23 年度から平成 24 年度にかけては減少していますが、平成 25 年度からは増加傾向となっています。

社会体育施設を個別に見ると、体育センターの利用者数が平成 25 年度に大きく増加し、その後も増加しています。わかぐり体育館は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて利用者数が倍増しており、その後も増加しています。多目的運動広場は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけては利用者数が大きく減少していますが、平成 25 年度以降は増加しています。

■社会体育施設利用状況の推移（人）

	第1 常陸野公園	B&G海洋 センター	多目的 運動広場	体育 センター	わかぐり 運動公園	わかぐり 体育館	戸沢 運動公園	合計 利用人数
平成23年度	14,462	10,615	21,687	7,178	27,715	5,555	2,860	90,072
平成24年度	13,846	12,899	15,203	6,341	21,875	14,211	3,112	87,487
平成25年度	14,305	14,360	23,546	12,230	22,642	16,016	4,200	107,299
平成26年度	18,291	13,398	27,818	16,606	25,514	21,282	8,520	131,429
平成27年度	16,240	14,423	29,712	17,002	24,025	21,810	4,905	128,117

■社会体育施設合計利用人数の推移



資料：生涯学習課、各年度3月31日現在

（3）図書館（本館・分館）の利用状況

図書館は、本館（あじさい館内）と分館（千代田公民館内）があります。図書館のシステムの導入により、図書の自動貸出など業務の効率化が図られ、レファレンスサービス*の充実につながっています。

*レファレンスサービスとは、利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

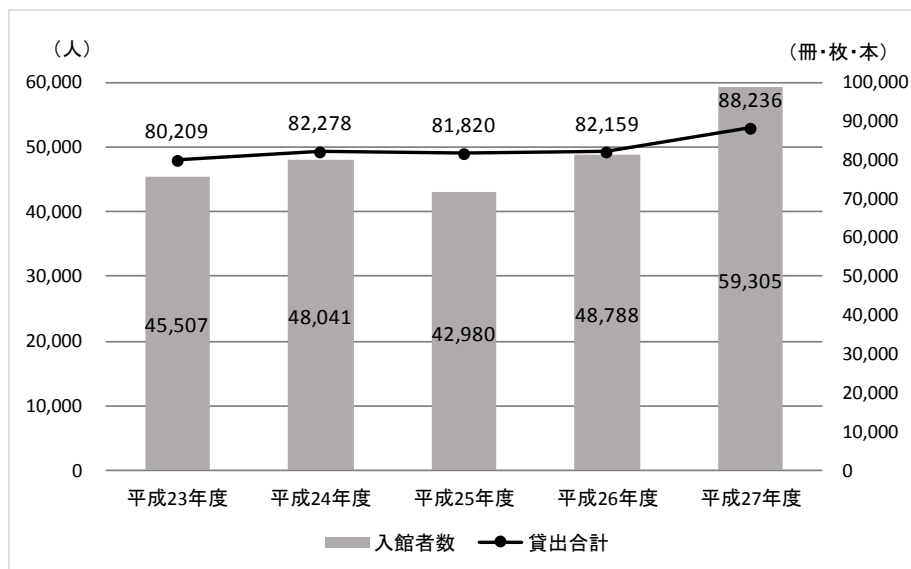
①本館の利用状況

本館の入館者数を見ると、平成23年度から平成26年度は入館数が4万人台で増減を繰り返していますが、平成27年度は59,305人と大きく増加しています。また、貸出合計数も平成27年度に大きく増加して、図書の市民1人当たりの貸出数は平成23年度で1.85でしたが、平成27年度は2.09と増加しています。

■図書館（本館）入館者数と貸出状況の推移（人・冊・枚・本）

	入館者数	貸出合計				市民1人当たり貸出数
			図書計	雑誌計	AV計	
平成23年度	45,507	80,209	69,404	3,840	6,965	1.85
平成24年度	48,041	82,278	69,871	4,703	7,704	1.91
平成25年度	42,980	81,820	71,078	4,625	6,108	1.92
平成26年度	48,788	82,159	72,728	4,171	5,260	1.95
平成27年度	59,305	88,236	—	—	—	2.09

* 市民1人当たり貸出数は貸出合計/隔年10月1日の常住人口で算出

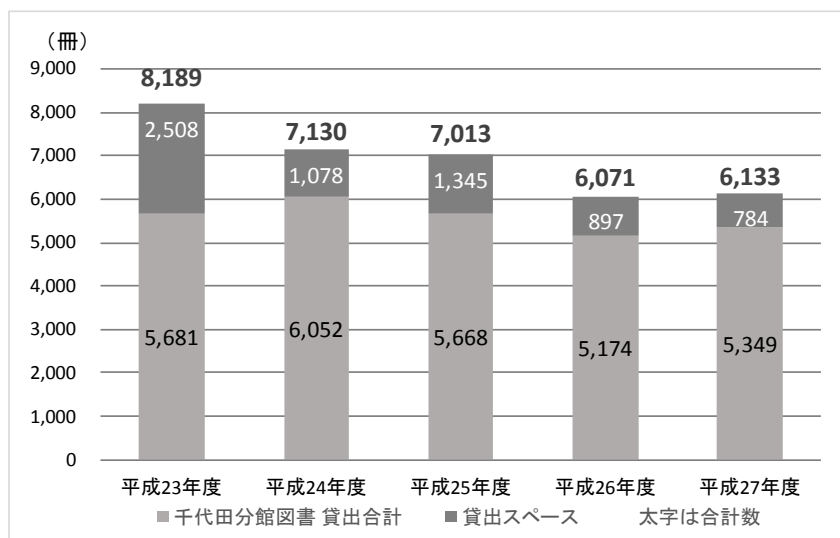


②分館の利用状況

分館では、現在中央出張所や下稲吉郵便局に貸出スペースを設置しています。分館と貸出スペースでの貸出合計数を見ると、平成23年度以降は減少が続いています。

■図書館（分館）貸出状況の推移（冊）

	千代田分館図書					貸出スペース	合計
	貸出合計	一般図書	児童図書	その他	郷土資料		
平成23年度	5,681	2,707	2,901	73	0	2,508	8,189
平成24年度	6,052	2,997	2,939	116	0	1,078	7,130
平成25年度	5,668	2,628	2,936	104	0	1,345	7,013
平成26年度	5,174	2,628	2,464	82	0	897	6,071
平成27年度	5,349	2,334	2,854	160	1	784	6,133



資料：生涯学習課、各年度3月31日現在

(4) 歴史博物館（旧郷土資料館）・富士見塚古墳公園の利用状況

歴史博物館（旧郷土資料館）では、霞ヶ浦や市に関する考古・歴史・民俗などの各種資料の調査・収集、保存やその資料を元にした研究を行っています。展覧会の開催や研究会、講座等の各種教育普及活動、書籍の発行、また、市民学芸員の養成など様々な活動を行っています。

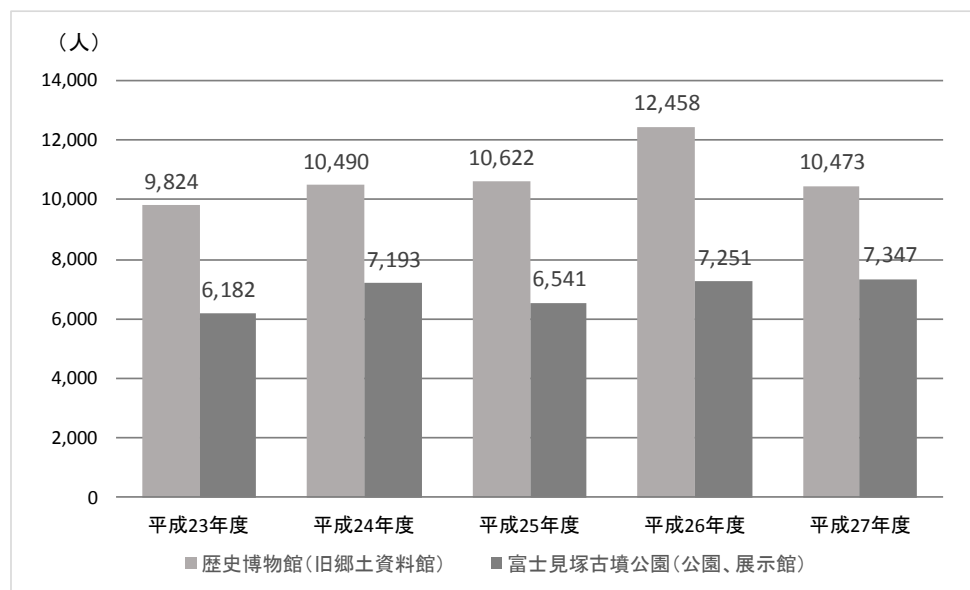
富士見塚古墳公園は、6世紀初めの築造と推定される前方後円墳が中心に位置した公園で、展示館には、古墳から出土した家形埴輪や円筒埴輪などのほか、発掘調査の説明パネル等が展示されています。

歴史博物館（旧郷土資料館）の利用者数を見ると、平成23年度以降増加傾向で、平成26年度には12,458人と大きく増加しています。

富士見塚古墳公園の利用者数は、平成24年度以降は、平成25年度に減少しているものの増加傾向となっています。

■歴史博物館（旧郷土資料館）・富士見塚古墳公園の利用者数の推移（人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歴史博物館 （旧郷土資料館）	9,824	10,490	10,622	12,458	10,473
富士見塚古墳公園 （公園、展示館）	6,182	7,193	6,541	7,251	7,347



資料：生涯学習課

(5) 文化財の状況

かすみがうら市の文化財は、国の指定文化財（建造物）として「椎名家住宅」があります。県指定の文化財は「富士見塚古墳」など計 29、市の指定文化財は計 61 となっています。

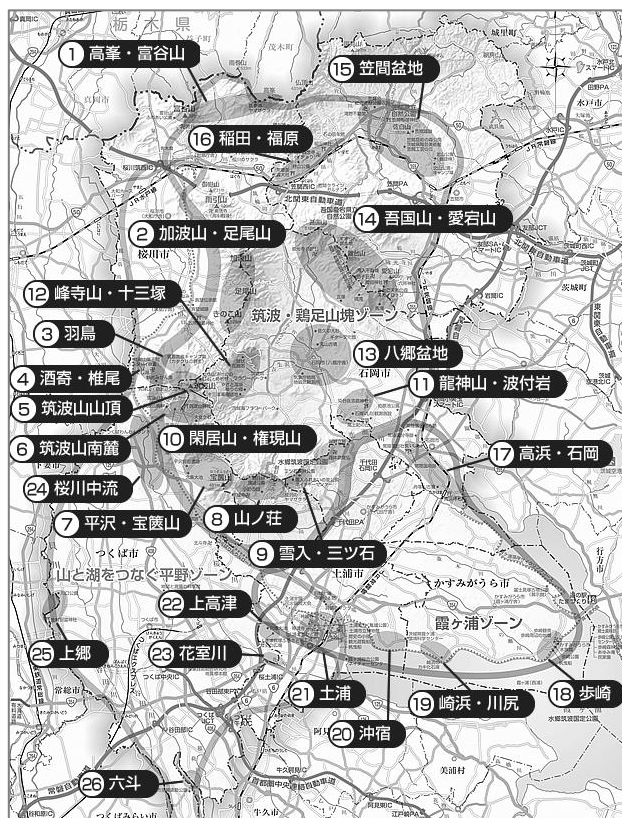
■文化財一覧

種別			国	県	市	登録	合計
有形文化財	建造物		1	2	6	1	10
	美術工芸品	絵画		2	1		3
		彫刻		10	12		22
		工芸品		6	10		16
	考古資料			2	1		3
民俗文化財	有形民俗文化財				5		5
	無形民俗文化財				3		3
記念物	史跡			5	22		27
	名勝			1			1
	天然記念物			1	1		2
合計			1	29	61	1	92

資料：生涯学習課、平成 28 年 4 月 1 日現在

(6) 筑波山地域ジオパーク

平成 28 年 9 月、筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。ジオパークは、かすみがうら市、つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市の 6 市からなる地質遺産を見どころとした自然公園で、本市にはジオサイトが 4 か所あります。



雪入・三ツ石

筑波花崗岩が広く分布し、雪入採石場跡地は、かつて採石中に燐灰ウラン石などの燐酸塩鉱物が日本で初めて発見された場所。

閑居山・権現山

筑波花崗岩が広く露出し、その急峻な岩肌の表面には、鎌倉時代に彫られた百体磨崖仏が見られ、茨城県指定の文化財となっている。

崎浜・川尻

約 7 千～6 千年前の縄文海進時に形成された侵食崖がよく発達し、この崖には、約 13 万～12 万年前の古東京湾形成時のカキ化石床が露出している。

歩崎

茨城県内で最初に指定された名勝地であり、帆引き船発祥の地。歩崎観音の参道沿いには、約 10 万～8 万年前の海面の低下の際に形成された地層が見られる。

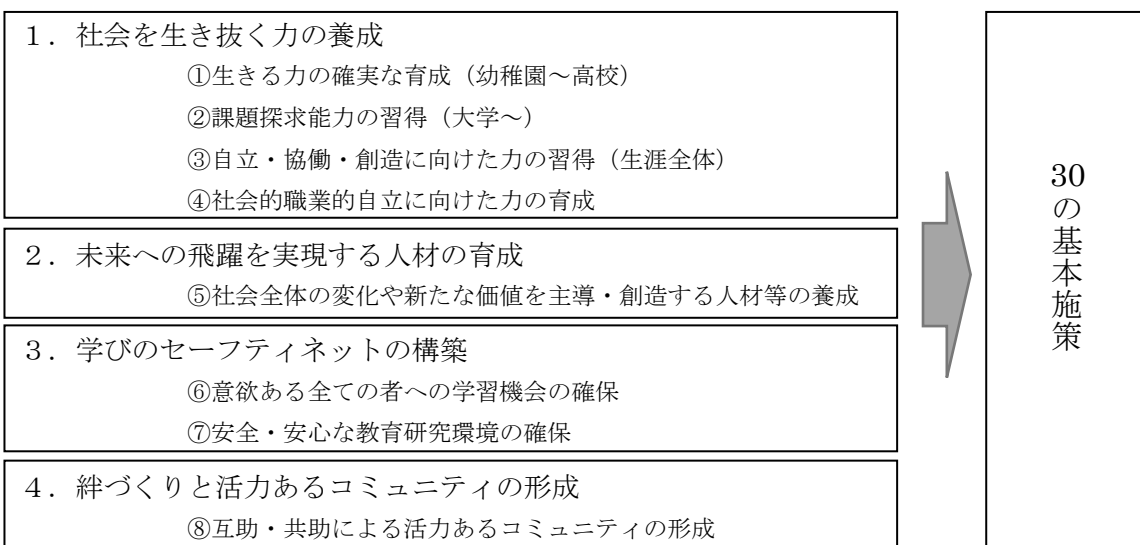
2. かすみがうら市の教育を取り巻く現況

■上位・関連計画

(1) 第2期教育振興基本計画 (平成25年度～平成29年度)

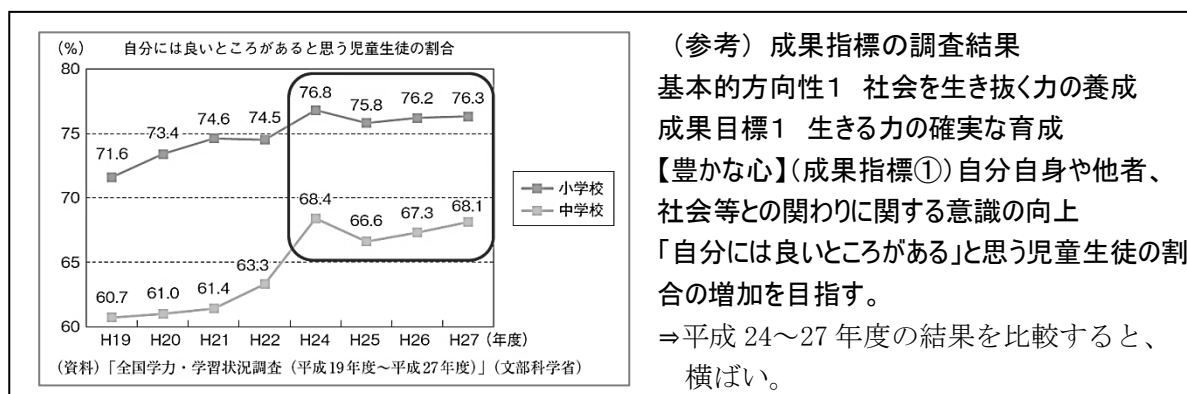
教育振興基本計画は、平成18年に改正された教育基本法に示された理念の実現に向けて、同法の規定に基づき政府の教育に関する総合的な計画として策定されたもので、現計画は第2期となっています。

4つの基本的方向性 8つの成果目標



第2期教育振興基本計画のフォローアップ・次期計画(平成30年度～)の検討

平成27年度に中央教育審議会総会に教育振興基本計画部会が設置され、成果目標・成果指標の達成度合い、各基本施策の進捗状況についてのフォローアップが行われました。



平成28年4月、中央教育審議会において、「第3期教育振興基本計画の策定について」が諮問されました。諮問事項は「2030年以降の社会の変化を見据えた、教育政策の在り方について」、「各種教育施策について、その効果の専門的・多角的な分析、検証について」の二つとなっています。

(2) 茨城県教育部門の計画

・ いばらき教育プラン （平成 28 年度～平成 32 年度）

茨城県総合計画の部門別計画として、また、茨城県教育振興基本計画として位置づけられた計画です。

基本テーマ 一人一人が輝く 教育立県を目指して ～子どもたちの自主性・自立性を育もう～

基本方針 【基本方針 1】 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成
【基本方針 2】 確かな学力の習得と活用する力の育成
【基本方針 3】 生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の育成
【基本方針 4】 誰もが安心して学べる教育環境づくり

・ 第 5 次茨城県生涯学習推進計画 （平成 28 年度～平成 32 年度）

茨城県総合計画及びいばらき教育プランを上位計画として、全庁的に取り組む生涯学習関連施策を明確にするものです。

推進テーマ 「学び合い 支え合い 高め合う」生涯学習を目指して

推進目標 【学び合い】 ～自己を高め、生きがいをつくる学びの推進
【支え合い】 ～人と人をつなげる学びの推進
【高め合う】 ～学びを生かした豊かな地域づくり

(3) 第 2 次かすみがうら市総合計画 前期基本計画 （平成 29 年度～平成 33 年度）

かすみがうら市の長期的な展望を示し、目指すべき将来像を実現するための行政運営の指針として第 2 次かすみがうら市総合計画を策定します。

将来都市像

きらり輝く ^{みず}湖と^{みどり}山 笑顔と活気のふれあい都市
～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～

まちづくりの基本理念

1. 豊かな自然と地域産業
が共存するまち

2. 日々の暮らしを守る
快適で安全なまち

3. とともに支え成長する人材
あふれる安心なまち

まちづくりの基本目標

1. 自然の恵みを享受できるまちづくり《居住環境》
2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり《産業》
3. 安全で快適に暮らせるまちづくり《都市基盤》
4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり《健康・福祉》
5. 未来を担う若者を育むまちづくり《子育て・若者支援》
6. 豊かな学びと創造のまちづくり《教育・文化》
7. みんなでつくる連携と協働のまちづくり《協働・行財政》

(1) 中央教育審議会の状況

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興や生涯学習の推進などに関する重要事項を調査審議する機関となっています。その中の「初等中等教育分科会」と「生涯学習分科会」の平成27年度の審議状況を以下にまとめました。

初等中等教育分科会

○教員養成部会

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」において、学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備等を含む教員養成・採用・研修の一体改革の具体的方策などが提言された。

○チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」において、「専門性に基づくチーム体制の構築」「学校のマネジメント機能の強化」「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の三つの視点に基づいて整理された具体的な改善方策などが提言された。

○教育課程企画特別部会を中心に次期学習指導要領の在り方について審議が行われ、論点整理が取りまとめられ、学校段階等別・教科等別にワーキンググループ等を設置し専門的な審議を実施中。

生涯学習分科会・初等中等教育分科会

○学校地域協働部会及び地域とともにある学校の在り方に関する作業部会

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」において、コミュニティ・スクールについて、①学校を応援する役割の明確化や、②教職員の任用に関する意見の柔軟な運用を図るとともに、③教育委員会が積極的に学校運営協議会の設置に努めていく仕組みとするなどの制度の見直しを図る。

コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じる必要があることなどが提言された。

今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を推進していくこと、そのため従来の学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国的に整備することなどが提言された。

（２）教育再生実行会議の状況

教育再生実行会議は、21 世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成 25 年 1 月から内閣総理大臣が開催しています。平成 27 年 3 月までに六次にわたる提言を行い、これらの提言を受け、いじめ防止、教育委員会改革、義務教育学校の制度化について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されています。

第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（平成 27 年 5 月）

情報通信技術の発展により、人々の生活や仕事にこれまでの常識を覆すような大きな変化がもたらされる可能性がある中、これからの時代を生きる上で必要な資質・能力を示した上で、それらを培うための教育内容・方法の革新や、それを実践できる優れた教師を確保するための改革についての提言をしました。

- ・ これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新（アクティブ・ラーニングの推進、ICT 活用等）
- ・ 教師に優れた人材が集まる改革（育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等）

第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（平成 27 年 7 月）

教育再生の実現には十分な財政的裏付けが必要であることから、教育への公財政支出を増加させようという世界的な動きなども踏まえ、我が国が抱える経済成長・雇用の確保、少子化の克服、格差の改善、社会の安定といった課題を解決する鍵となる教育への投資を、国家戦略として「未来への先行投資」と位置付け充実を図っていく必要があるとしています。

- ・ 「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」を優先した教育投資
- ・ 民間資金の活用、税制の見直し等による教育財源確保
- ・ 国民の理解の醸成

第九次提言 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（平成 28 年 5 月）

日本の教育の強みは引き続き大事にしつつ、急速に進む情報化の進展など社会の変化を見通し、一人一人の多様な個性や能力が発揮される、多様性に富んだ社会を築くことが発展への原動力になるとの認識の下、障害や不登校等により、これまでの教育では力を伸ばしきれていなかった子供たちを含め、全ての子供たちの多様な個性が生かされる教育を実現するための取組を提言しました。

- ・ 「障害のある子供たちへの教育」、「不登校等の子供たちへ教育」、「学力差に応じたきめ細かい教育」、「特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育」、「日本語能力が十分でない子供たちへの教育」、「家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障」、これらの取組を効果的に推進するための体制の整備
- ・ これまでの提言の確実な実行（提言のフォローアップ）

(3)「次世代の学校・地域」創生プラン（平成 28 年 1 月）

「次世代の学校・地域」創生プランでは、文部科学省の目指す方向として、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下、中央教育審議会の三つの答申内容を実現するため、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていくとしています。

答申 1（教育再生実行会議 第六次提言）地域と学校の連携・協働の推進

○コミュニティ・スクールの在り方の見直し

- ・学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- ・教職員の任用に関する意見は柔軟な運用を確保する
- ・学校運営協議会の制度上の見直し

○地域学校協働本部の整備

- ・「支援」から「連携・協働」へ「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す

○地域コーディネーター等の配置や機能強化

答申 2（教育再生実行会議 第七次提言）チーム学校の実現に向けた取組

○専門性に基づくチーム体制の構築

○学校マネジメント機能強化

○教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

答申 3（教育再生実行会議 第七次提言）教員の資質能力の向上についての取組

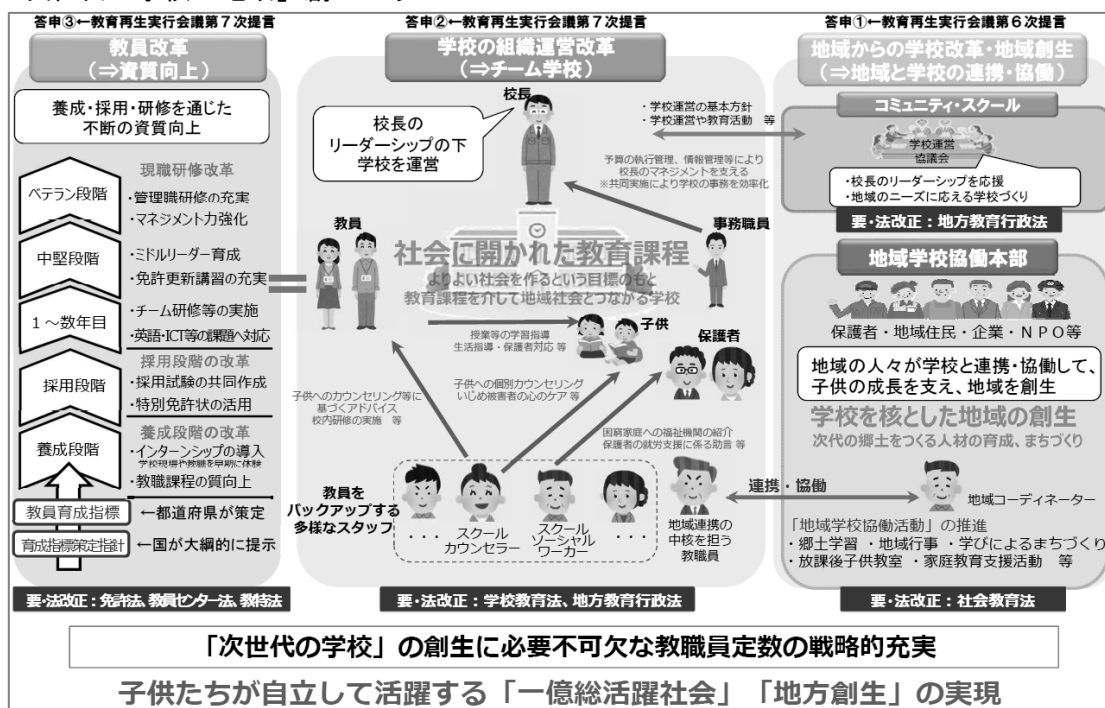
○新たな教育課題に対応した教員の養成や研修への転換

○教員の養成段階の改革、採用段階の改革

○教員の学びを支援するために現職研修の改革

○教員を支えるキャリアシステム構築のための体制整備

「次世代の学校・地域」創生プラン



Ⅲ 教育施策の大綱

1. 教育の基本理念
2. 教育施策の基本方向
3. 施策の体系

1. 教育の基本理念

■ かすみがうら市教育の基本理念 ■

ともに学び 地域に活かす

未来を拓く ひとづくり

学校教育の目標

人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る

かすみがうら市の学校教育は、思考力・判断力・表現力を身に付け、これからの社会をよりよく生きる力、みんなが手を取りあい共に健やかに生きる力を育成することを大切にしています。

本市ではこれまで、児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得、思考力や判断力、表現力を高める学習指導に努めてきました。また、身近な地域をよく知り、地域と関わることで、児童生徒の自立や社会参加を促すための郷土教育に力を入れています。

グローバル化や少子化・高齢化など社会の急激な変化が進行する中、義務教育においては、時代を生き抜く人材を育成する必要があります。また、核家族化やライフスタイルの多様化により、子どもたちのコミュニケーション不足や生活習慣の乱れなどから、社会性を身につける機会が少なくなっており、体験活動の充実が必要です。

児童生徒がこれからの社会を、一人一人がよりよく生きる力、思いやりを持って共に健やかに生き抜いていく力を身につけるためには、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康や体力の向上、社会の変化への対応及び自立と社会参加といった、知・徳・体を生きる力の中心に据えてバランスよく育てることが肝要であると考えます。

子どもから大人まで全ての市民が、かすみがうら市で学び、
その学びの成果を地域に活かすことにより、
かすみがうら市の一員として誇りを持って生きていくことを目指します。

生涯学習の目標

自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する

かすみがうら市の生涯学習では、いつでも、どこでも、全ての市民が、自ら学び、その成果を活かすことができる生涯学習活動の体制づくりが重要です。

生涯学習においては、市民の多様な学習ニーズに応じたプログラムを提供するとともに、市民の自主的、創造的な生涯学習活動、団体活動を支援してきました。また、あらゆる世代の市民が生涯を通してスポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進してきました。さらに、市の歴史・文化の継承や郷土教育の普及活動を積極的に行ってきました。

しかし、少子高齢化の進行により全国的に地域社会の活力は低下し、行政サービスも縮小している状況で、複雑・多様な地域の課題の解決にはコミュニティの力が必要となっており、地方創生の観点からも地域を学び・知る取組を推進していかななくてはなりません。また、生涯を通じた一人一人の学びを高めていくことも大切です。

市民の生涯学習活動をさらに推進していくためには、身近な地域での公民館活動や文化・芸術活動、スポーツ活動など学びの機会をつくり、そこを拠点とした活動を通して地域住民の交流を図り、学んだことを地域に活かす、学び合い・支え合い・高め合う生涯学習の仕組みづくりと人づくりが重要であると考えます。また、一人一人が、自ら学び続けることができる生涯学習推進体制を構築していかななくてはなりません。

2. 教育施策の基本方向

かすみがうら市の教育を推進していくために、4つの教育施策の基本方向を掲げます。

基本 方向	1 学校教育の充実	知・徳・体一バランスのとれた児童生徒を育成します。
	本市では、平成20年の学習指導要領の改訂等により、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成し、「生きる力」をより一層育むことを目指した指導を進めてきました。しかし、思考力・判断力・表現力については、さらなる学力の向上を図っていく必要があります。 市民の視点からは、学校生活の中で社会性を身につけ、円滑な人間関係を築いていくことが求められています。また、いじめ問題などの相談体制の充実に力を入れる必要があるという要望も多くなっています。 今後は、児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成といった質の高い学習や市独自の教育を推進していくとともに、それを指導する教職員の資質・能力の向上を図ります。また、安全で安心な教育環境を確保し、家庭・地域との連携・協力により地域全体の教育力を高めることに取り組みます。さらに、特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実を図ります。	

- 幼児期の質の高い教育・保育の提供を図り、幼児教育から小学校への円滑な接続を推進します。
- 一人一人に向き合い、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力を育む授業を展開し、児童生徒の主体的・協働的な学びを引き出し学力の向上を図ります。また、小・中学校が連携し子どもの発達や学びの連続性を踏まえた指導に取り組むなど、小中一貫教育についての調査・検討を進めていきます。
- 様々な体験活動を通し人と関わることで社会性を身につけ、自他共に認め合う豊かな心を育むとともに、豊かな想像力・思考力などを育む読書活動の充実を図ります。また、規範意識や公共の精神、自他の生命の尊重などを育む道徳教育や人権教育を推進します。いじめ問題に対しては適切に対処するとともに、問題行動の未然防止に努め、相談体制の充実を図ります。
- 児童生徒が心身の健康を保持増進し、たくましく生きるために、体育の指導に努めるとともに、学校健康教育の充実を図ります。また、健やかな成長のための食育を推進します。
- 信頼・尊敬される教職員の資質・能力の向上を目指し、教職員それぞれのニーズに応じた指導・研修等の支援を図るとともに、職場環境向上を推進します。
- 本市独自の郷土教育を継続して推進し、地域が持つ資源を教育に活用します。また、地域での交流や体験活動を通じたキャリア教育の充実を図ります。さらに、英語教育の充実を図り、国際性豊かな人材を育成します。
- 特別な支援を要する児童生徒のそれぞれのニーズに対応した指導に努めるとともに、特別支援教育についての教員の指導力向上を図ります。

○地域においては、中学校区を中心に学校・家庭との連携により教育力の向上を図ります。
また、地域住民の連携・協力により、地域社会の中で子どもたちを育みます。

○校内の安全対策、防災対策や交通安全に努め、安全・安心な環境の整備・充実を図ります。
また、格差のない教育環境の整備を目指し、学校の適正規模・適正配置を継続して進めるとともに、各学校間の交流を図ります。

基本 方向	2 社会性豊かな青少年の健全育成	学校・家庭・地域が連携し、青少年健全育成体制を充実させます。
本市では、青少年が積極的に自主活動できる環境づくり、青少年の非行の早期発見や未然防止に取り組んできました。 地域の子どもは地域で育てるという基本理念に基づき、青少年の健全育成活動に取り組む各種団体を支援するなど、学校・家庭・地域が連携し子どもを見守り、支えていく必要があります。 今後は、地域ぐるみで、これからの地域の担い手である青少年を守り育てていく、青少年健全育成体制を拡充し、活動を強化していきます。また、地域全体で子育て家庭を支援し、家庭の教育力の向上を促進します。		

○青少年の健全な育成を図るため、地域活動の強化や青少年育成活動団体を支援し、青少年が多様な活動や交流に参加できる環境づくりや安全な居場所づくりを推進します。

○学校・家庭・地域・関係団体等が連携した青少年の健全育成とその体制の整備を推進します。

○青少年が地域で活動する場の提供や自主的な活動を支援するとともに、将来の地域の担い手の発掘・育成を図ります。

○教育の第一義的責任を担う家庭教育力の向上の支援に取り組むとともに、保護者のネットワークづくりを支援します。

基本 方向	3 生涯学習の充実	いつでも、どこでも、だれでも、学べる生涯学習を推進します。
本市では、市民ニーズの把握と生涯学習機会や情報の提供に努め、市民の生涯学習活動を推進してきました。 市民ニーズが多様化する時代だからこそ、誰のための事業なのか、何を目的にしている事業なのかを明確にし、市民協働、コミュニティ、青少年の健全育成、地域の担い手づくり、男女共同参画、健康寿命の延伸など、取り組まなければならない地域の課題やテーマにそった事業を計画、推進していきます。 また、これらの生涯学習情報を広く提供し、新しい生涯学習ファンの開拓に努めます。 公民館や体育施設については、施設の適切な維持管理に努めるとともに、その効率的な活用を促進していきます。		

○いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習推進体制の確立を推進します。

- 高齢者の生きがいづくりなど、各世代の市民のニーズや目的に応じた生涯学習機会の提供を図ります。また、自主的な文化活動を展開する各種活動団体を支援するとともに学びの成果を発表する機会を提供します。
- 生涯学習施設の適切な維持管理や運営に努めるとともに、公民館講座の充実を図ります。また、図書館の資料の充実とサービスの向上に努め、市民の心を豊かにする読書活動を推進します。
- 豊かな経験や知識・技能を持つ優秀な人材を確保し、指導者としての活用を図ります。また、市民に分かりやすい生涯学習情報提供に努めます。
- 中学校単位で編成した地区公民館を拠点とした、住民の自主的な地域活動の活性化を促進します。
- スポーツ・レクリエーション団体を育成し、スポーツ活動を通じた市民の交流を図ります。
- 誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を提供し、市民の心身の健康の保持増進を図ります。
- スポーツ施設の整備や効率的な活用を図り、施設の利用を促進します。

基本 方向	4 地域文化の継承と創造	郷土の歴史・文化を知り、文化財の保護に努めます。
本市では、文化財の保護・保存や本市の歴史・文化の周知やふるさと教育を推進してきました。また、文化協会や文化活動団体への支援を行ってきました。 今後は、文化財の保護・管理に努めるとともに、歴史博物館の展示内容等の拡充を図り、郷土の歴史・文化の周知とふるさと教育を推進します。また、筑波山地域がジオパークに認定されたことを受けて、本市の大地が持つ遺産を保護、保全し、未来へと継承していきます。 さらに、優れた文化・芸術に触れる機会の創出に努めるとともに、市民の芸術・文化活動の活性化を促進します。		

- 文化財の保護と管理に努め、後世へと引き継ぐとともに、歴史博物館を活用し、郷土の歴史や文化財に触れる機会を提供します。また、文化財や郷土の歴史・民俗・自然・景観を観光資源として有効に活用していきます。
- 市民へ地域の歴史や文化の周知を図り、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。
- 市民が優れた文化や芸術に触れる機会の充実を図るとともに、市民の自主的な芸術・文化活動を支援します。

3. 施策の体系

基本方向 (節)	基本施策 (項)	具体的施策 (目)
第1節 学校教育の充実	〔1〕 幼児教育 〔2〕 学校教育	1. 幼児教育の推進 1. 確かな学力の定着 2. 豊かな心の育成 3. 健康の増進や体力の向上 4. 教職員の資質向上 5. 特色ある学校づくり 6. 特別支援教育の充実 7. 学校・地域・家庭との連携協力 8. 学校の教育環境充実と安全確保
第2節 社会性豊かな 青少年の健全育成	〔1〕 青少年育成	1. 青少年健全育成活動の推進 2. 青少年の健全育成と体制の整備 3. 地域の担い手の育成 4. 家庭の教育力の向上と 子育てネットワークづくりの支援
第3節 生涯学習の充実	〔1〕 生涯学習	1. 生涯学習推進体制の確立 2. 生涯学習機会の提供と 生涯学習団体への支援 3. 生涯学習施設の整備と学習環境の充実 4. 生涯学習情報の提供 5. 地区公民館による市民協働型の 地域コミュニティ活動 6. スポーツ・レクリエーション団体の育成 7. スポーツ・レクリエーション活動の推進 8. スポーツ・レクリエーション施設の 利用促進
第4節 地域文化の継承と創造	〔1〕 地域文化	1. 文化財などの継承と保護、活用 2. ふるさと教育の推進 3. 芸術・文化活動の推進

IV 基本計画

第1節 学校教育の充実

第2節 社会性豊かな青少年の健全育成

第3節 生涯学習の充実

第4節 地域文化の継承と創造

第1節 学校教育の充実

〔1〕 幼児教育

1. 幼児教育の推進

〔2〕 学校教育

1. 確かな学力の定着

2. 豊かな心の育成

3. 健康の増進や体力の向上

4. 教職員の資質向上

5. 特色ある学校づくり

6. 特別支援教育の充実

7. 学校・地域・家庭との連携協力

8. 学校の教育環境充実と安全確保

〔1〕 幼児教育 1. 幼児教育の推進

● 現況と課題 ●

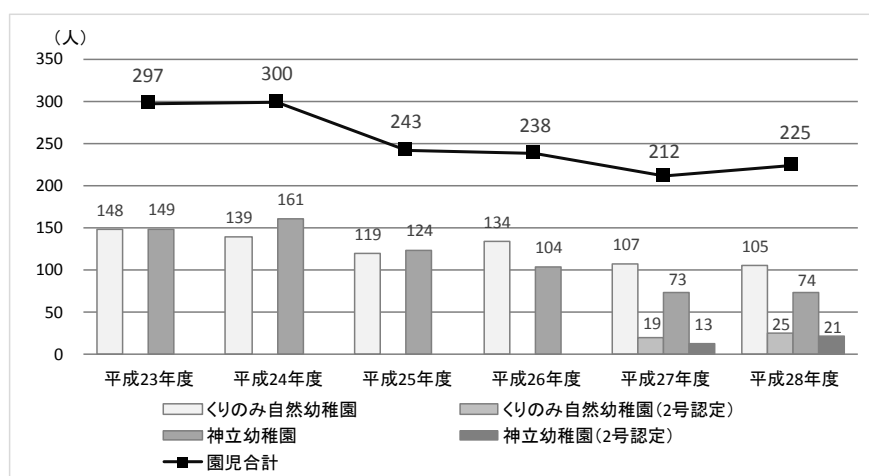
平成 27 年度に始まった子ども・子育て支援新制度においては、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供することが求められており、国では、これまでの幼稚園、保育所に加えて両方の機能を合わせ持つ認定こども園の普及を目指しています。

また、新制度を利用するにあたり、満 3 歳以上の子どもは、教育を希望する「1 号認定」と保育を必要とする「2 号認定」、3 歳未満の子どもは、保育を必要とする「3 号認定」に区分されることになり、各家庭が望む幼児期の在り方を選択できるようになりました。

市内には 2 つの私立幼稚園があり、平成 27 年 4 月から神立幼稚園は幼保連携型認定こども園、くりのみ自然幼稚園は幼稚園型の認定こども園として運営しています。

平成 23 年からの幼稚園の園児数の推移を見ると、年々減少傾向となっていました。平成 27 年の子ども・子育て支援新制度開始時 212 名だった園児数が平成 28 年には 225 名と増加しています。「2 号認定」としての利用が増えていることが分かります。

市内幼稚園（認定こども園）の園児数の推移 （資料：学校教育課 各年 5 月 1 日現在）



共働きの子育て家庭が増加している現在、全ての子どもが幼児期における質の高い教育を受けられるよう環境整備に取り組んでいく必要があります。また、保護者の多様なライフスタイルに対応するため、幼稚園や認定こども園における子育て支援や預かり保育などの充実が求められています。

小学校に入学したばかりの子どもの、集団行動がとれない、授業中座ってられないなどの小1プロブレムに対応するため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校連携を図っていく必要があります。

● 取組方針 ●

- 幼児期の質の高い教育・保育の提供を図るとともに、地域全体で子育て家庭を支援していきます。
- 幼・保・小が連携し、幼児期の教育から小学校入学への円滑な接続を推進します。

● 具体的施策 ●

①幼児教育の推進

- ・幼児期教育の教育課程や協同性を育てる保育・教育や、小学校への接続について理解を醸成し、幼児教育の質の向上を図ります。そのため、幼児教育施設等において、研修会等を実施します。
- ・質の高い幼児教育を受けるため児童が幼稚園に就園することを奨励するとともに、私立幼稚園に児童を就園させる保護者の負担を軽減します。

■事業計画

事業名	担当部署
幼児教育施設等における研修会	学校教育課
幼稚園教育振興	子ども家庭課

②子ども・子育て支援新制度の推進

- ・全ての子どもが健やかに成長していくために、子育て家庭を地域全体で支援する仕組みの充実を図ります。
- ・「かすみがうら市子ども子育て支援事業計画」を推進し、地域の子育て支援の充実や教育・保育の質の向上を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
認定こども園事業の実施	子ども家庭課
家庭児童相談の実施	子ども家庭課

③幼・保・小の連携

- ・認定こども園・幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続の推進を図ります。
- ・認定こども園・幼稚園・保育所と小学校が連携し、情報を共有することで、幼児期における遊びや生活の中からの学びを小学校の学習や生活に活かしていけるような教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。
- ・小学校においては、入学時に、児童が学校生活や教科学習にスムーズに適応していけるような指導に努めます。

■事業計画

事業名	担当部署
幼児期教育接続推進のための研修会	学校教育課
幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携	学校教育課 子ども家庭課
家庭児童相談の実施	子ども家庭課

〔2〕学校教育 1. 確かな学力の定着

● 現況と課題 ●

平成 23 年度から小学校で、平成 24 年度から中学校で、新学習指導要領が実施となり授業時数が増加したことで、よりきめ細かな指導を行うとともに、論理や思考、コミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語活動の充実や、激化する科学技術の国際競争に対応するため理数教育の質・量の充実を図っているところです。

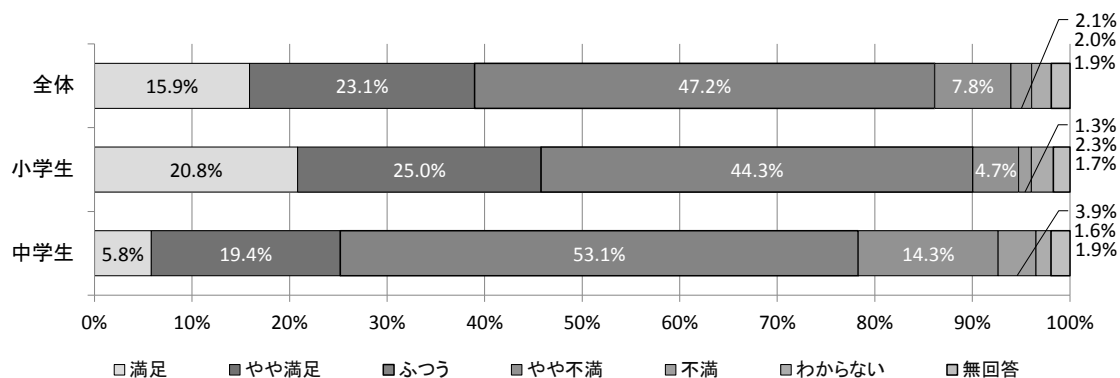
かすみがうら市学校教育指導方針（平成 28 年度）では、学校教育推進の柱のひとつに「確かな学力の向上」を掲げており、子どもたちの主体的・協働的な学びを引き出し、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力を育む授業の展開に取り組んでいます。

全国学力・学習状況調査結果（平成 27 年度）によると、茨城県においては、小学 6 年生では、国語、算数、理科いずれも全国平均を上回っていますが、中学 3 年生では、数学が全国平均よりわずかに低くなっています。

本市の保護者を対象とした意識調査（平成 27 年度）では、「基礎的な学力を確実に身につける学習」についての満足度を見ると、小学生の保護者に比べて中学生の保護者の満足度は低い傾向にあります。

「基礎的な学力を確実に身につける学習」についての満足度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査 保護者対象）



児童生徒の確かな学力の定着のために、つまずきやすい内容の繰り返し学習など基礎学力の定着を図るとともに、より分かりやすい指導に努めていく必要があります。

また、グローバル化する国際社会の中であって、将来、国際的に活躍できる人材を育成するために、小学校からの外国語教育の充実も重要な課題です。

● 取組方針 ●

- 基礎学力の定着と学力向上を目指して、児童生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導を心がけます。
- 児童生徒の情報活用能力の習得を図るとともに、情報モラルを育成していきます。
- 小・中学校が連携し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた指導に取り組みます。

● 具体的施策 ●

①基礎学力の定着

- ・児童生徒の学力向上のため、児童生徒用副読本、教師用指導書等の充実を図り、より分かりやすい授業・指導に努めます。
- ・学力診断テストを実施し、結果を児童生徒の個々に応じた指導に役立てます。
- ・理科支援員のサポートにより実験・観察などを取り入れ、小学校の理科の授業の充実を図ります。
- ・非常勤講師を配置し、ティーム・ティーチング（ＴＴ）による、きめ細かな指導の充実を図ります。
- ・児童生徒が学んだことを確かめ、広げ、深めることができる図書・資料の充実を図るとともに、学校司書を配置し、学習センターとしての学校図書館の環境を整えます。
- ・小規模校の複式学級に、教員を配置して授業の充実を図ります。
- ・算数、数学の補充的な学習の場を設定し、一人一人に応じたきめ細かな指導を行い、基礎学力の定着を図ります。（県の学習教材活用）
- ・外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した英語授業や外国語活動授業の充実を図ります。
- ・小学校において、メディア教材（歌と遊びで英語のシャワー）を活用して、児童が日常的に英語に慣れ親しむ環境を整えます。
- ・希望する生徒を対象に、各学校を会場とした漢検や英検等の検定試験を実施します。

■事業計画

事業名	担当部署
教育指導事業の充実	学校教育課
小中学校教育振興事業の実施	学校教育課
理科支援員の配置	学校教育課
市ＴＴ非常勤講師の配置	学校教育課
学校図書館運営	学校教育課
小学校教育振興事業（複式学級による加配）	学校教育課
学びの広場サポートプラン	学校教育課
外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置	学校教育課
歌と遊びで英語のシャワー（県作成ＣＤ）の活用	学校教育課
中学校単位での検定試験の実施	学校教育課

② I C T教育の強化

- ・コンピュータ等を活用し、各教科で分かりやすい授業を推進するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- ・児童生徒の情報モラルの育成及び情報セキュリティに関する知識の向上を図ります。
- ・I C T教育の強化を目指して、タブレットを活用した小テストの実施などを検討します。

■事業計画

事業名	担当部署
計画的なコンピュータ（タブレット）設置	学校教育課

③小中一貫教育

- ・小学校から中学校への円滑な教育の継続を目指し、義務教育9年間の期間を通して、小・中学校の連携のもと、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた学習指導や生徒指導に取り組めます。
- ・地域の実情に応じた小中一貫教育についての調査・検討を進めていきます。

■事業計画

事業名	担当部署
小中一貫教育の調査・検討	学校教育課
義務教育期間の連続性を持った学習指導・生徒指導の実施	学校教育課



〔2〕学校教育 2. 豊かな心の育成

● 現況と課題 ●

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域の教育力は低下しており、子どもたちが基本的な生活習慣・規範意識を身につけることや社会性を育むことが難しい状況となっています。そのような中、平成 27 年に学習指導要領の一部改正等が行われ、道徳の時間が「特別の教科 道徳」と位置づけられ、小学校では平成 30 年度から、中学校では平成 31 年度から実施されることとなりました。

かすみがうら市学校教育指導方針（平成 28 年度）では、「美しいものを求める豊かな心と将来への夢をもった子ども」を目指す姿としています。

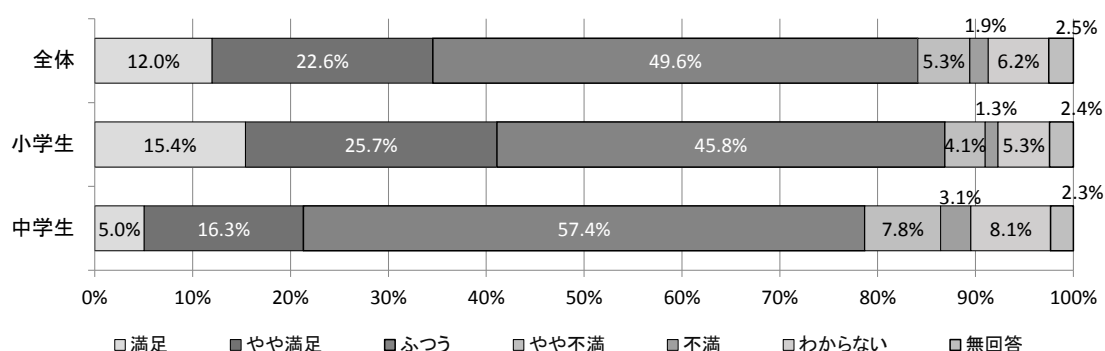
また本市では、子どもたちの心の教育の充実を図るために、様々な体験活動や読書活動を進めてきました。

全国学力・学習状況調査結果（平成 27 年度）によると、茨城県においては、「自分にはよいところがあると思いますか」の質問に対し、小学生では全国平均を上回っていますが、中学生では全国平均を下回っています。

本市の保護者を対象とした意識調査（平成 27 年度）では、「豊かな心を育てる教育」についての満足度で、小学生の保護者は「満足」、「やや満足」が約 4 割を占めている一方、中学生の保護者は約 2 割と低くなっています。

「豊かな心を育てる教育（道徳教育など）」についての満足度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査 保護者対象）



学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じた道徳教育や人権教育を通して、自他ともに認め尊重し、差別や偏見を持たず、人を思いやる心を育んでいくことが重要です。さらに、児童生徒の社会性や人間性を育むための様々な体験活動を充実することも大切です。

また、平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校においては、いじめの未然防止や早期発見に努め、相談体制の整備やそれぞれの状況に応じた的確な対応を行っていくことが求められています。

● 取組方針 ●

- 豊かな想像力・思考力などを育む読書活動の充実を図るとともに、様々な体験活動を通して児童生徒の社会性を育成します。
- 児童生徒の規範意識や公共の精神を育成し、自他の生命の尊重する心を育みます。
- 児童生徒に「いじめは絶対に許されない」という意識を植え付けるとともに、いじめ問題が発生した場合は適切に対処していきます。
- 悩みや問題を抱える児童生徒への相談体制の充実を図ります。

● 具体的施策 ●

①読書活動の推進

- ・「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を活用し、児童生徒の読書活動の推進に努め、心の教育の充実を図ります。
- ・児童に読書の楽しさを感じてもらうため、朝の読書時間等にボランティアによる読み聞かせを進めていきます。

■事業計画

事業名	担当部署
みんなにすすめたい一冊の本の推進	学校教育課
ボランティアによる本の読み聞かせ	学校教育課

②道徳教育の推進

- ・「わたしたちの道徳」「心のノート」を活用し、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養います。
- ・「特別の教科 道徳」の実施を見据え、家庭や地域とも連携し、命を尊ぶ心や他者への思いやり、規範意識の醸成など、児童生徒の豊かな心を育む教育を推進します。（平成 30 年度から実施、中学校は平成 31 年度）

■事業計画

事業名	担当部署
道徳教育の推進	学校教育課

③人権教育の推進

- ・学校・家庭・地域の連携により、社会参画意識や公共の精神など社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成を図ります。
- ・教職員の人権に関する認識を深め、指導力を高める研修の充実を図り、人権教育推進体制の充実を目指します。
- ・児童生徒、保護者、教職員を対象とした様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラム（CAPプログラム）を活用した研修ワークショップを実施します。

- ・人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて、学校教育全体を通した指導の充実に努めます。

■事業計画

事業名	担当部署
CAPプログラムを活用した研修	学校教育課
学校教育全体を通した人権・男女共同参画の指導	学校教育課

④ボランティア活動

- ・児童生徒のボランティア活動等、社会奉仕の精神を養う体験活動の推進を図ります。
- ・職業体験等を通して、地域社会の中で、自分にできることを考えたり、学んだり、実践したりする力の育成を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
中学生社会体験	学校教育課

⑤問題行動への対応

- ・お互いを思いやる心の教育の充実に努め、いじめや暴力行為の未然防止に努めます。
- ・学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の規範意識の醸成や社会のルールやマナーを遵守する教育を推進します。
- ・児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、必要に応じて学校生活相談員による指導及び支援を行います。
- ・問題行動を起こす児童生徒に対しては、教育委員会と学校が連携して対応を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
学校生活相談員の配置	学校教育課
小学校児童安全推進事業の実施	学校教育課

⑥教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒一人一人の状況に応じて適切に相談を受けることができる体制を整備します。
- ・不登校の児童生徒に対して、適応指導教室を設置し、体験・相談活動を通して学校復帰への支援を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
相談体制の充実	学校教育課

〔2〕学校教育 3. 健康の増進や体力の向上

● 現況と課題 ●

学校教育においては、「知・徳・体」のバランスのとれた児童生徒の育成を目指しており、運動を通じた体力の向上や望ましい食習慣による健康の維持にも取り組んできました。

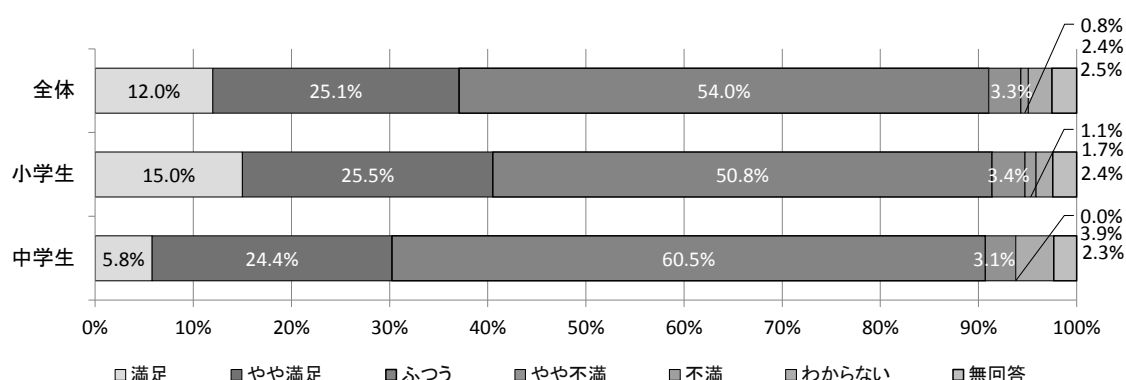
かすみがうら市学校教育指導方針（平成 28 年度）では、学校教育推進の柱のひとつに「健康や体力の向上」を掲げています。子どもたちの体力の向上を目指した体づくり、ダンスや武道など様々なスポーツにも取り組んでいます。

全国学力・学習状況調査結果（平成 27 年度）によると、茨城県においては、「朝食を毎日食べていますか」の質問に、小学生では 96.2%、中学生で 93.9%が、ほぼ毎日食べていると回答しており、いずれも全国平均を上回っています。

本市の保護者を対象とした意識調査（平成 27 年度）では、「児童生徒の体力の向上・健康増進」についての満足度で、小学生の保護者は「満足」、「やや満足」が約 4 割、中学生の保護者は、3 割となっています。

「児童生徒の体力の向上・健康増進」についての満足度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査 保護者対象）



成長期の児童生徒にとって、心身の健やかな成長は重要であることから、生涯にわたって健康を保持し、豊かなスポーツライフを実現できるよう、体育の授業や部活動での効果的な指導に取り組み、基礎的な身体能力の育成を図る必要があります。今後は、スクールバス導入に伴った子どもたちの体力の低下も課題となってきます。

また、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題に対応するため、心の健康や性に関する問題、飲酒・喫煙・薬物乱用による成長期の心身への影響の大きさなどを、学校保健において指導していく必要があります。

さらに、健康保持と健やかな成長には欠かせない、栄養バランスのとれた学校給食の提供や児童生徒が食べることや栄養に関して興味を持ち、正しい知識を習得できるよう、食育を推進していくことも重要です。

● 取組方針 ●

- 児童生徒が健康でたくましく生きるために、学校保健・体育の指導の充実を図ります。
- 児童生徒が健やかに成長のために、栄養バランスのとれた学校給食の提供と食育の推進を図ります。

● 具体的施策 ●

①学校保健・体育

- ・保健体育の授業や部活動を通じて、児童生徒の体力の維持・向上を図ります。
- ・登下校時のスクールバス導入による体力低下や運動不足解消を図るため、体育授業の工夫や休み時間に目標を決めてマラソンや縄跳びを行うなど各学校で取組を進めます。
- ・児童生徒がスポーツの楽しさや意義・価値を実感できるような体育の授業や部活動の環境づくりを推進します。
- ・児童生徒の心身の発達に大きな影響を及ぼす、飲酒・喫煙・危険ドラッグなどの薬物乱用の防止についての指導を行います。
- ・児童生徒の発達段階に応じた、健康と命の大切さを育むがん教育を推進します。
- ・健康診断等の実施により、児童・生徒・教職員の健康維持と確保を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
小・中学校保健・体育の推進	学校教育課

②学校給食・食育

- ・栄養教諭を担当校の食育指導に派遣し、児童生徒が学校給食を通して食に関する正しい知識と望ましい食生活へ改善していく力を醸成します。
- ・児童生徒が、栄養バランスのとれた献立を考え、調理することを通して、食への関心を高めることを目的として開催している県の「つくろう料理コンテスト」への応募を促進します。
- ・調理業務委託を実施することにより安全で安定した学校給食の提供に努めるとともに、地場産物を使った献立を工夫するなど給食内容の多様化を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
栄養教諭等研修講座への参加促進	学校教育課
児童生徒の食育推進	学校教育課
小・中学校給食の適切な管理運営	学校教育課

〔２〕学校教育 4. 教職員の資質向上

● 現況と課題 ●

全国的に、教員の勤務時間は、授業の他にも授業準備、成績処理などの通常必要な業務や事務負担、放課後や休日の部活動の指導、保護者への対応など多岐にわたり、業務時間内には処理しきれず残業時間が増加しています。教員の負担が増加することにより、教員が児童生徒と向き合う時間の確保がより困難になっているのが現状です。

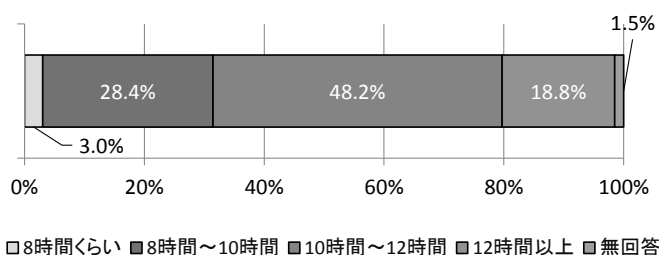
本市においても、教員の勤務時間の長時間化は課題となっています。

本市の教職員を対象とした意識調査（平成 27 年度）では、10 時間以上勤務している教職員が 67%に昇り、長時間勤務が常態化していることが分かります。

また、「どのような研修を受けたいと思うか」の問に対しては、「教科の効果的な指導方法」が最も多く、次いで「生徒指導・生徒理解に関する研修」となっています。

「平日（月～金）の 1 日の平均的な勤務時間」

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る教職員意識調査）



「どのような研修を受けたいと思うか」

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る教職員意識調査）

	(人)	(%)	
1 学年・学級経営	57	28.9%	28.9%
2 教科の効果的な指導方法	126	64.0%	64.0%
3 総合的な学習の時間の指導	19	9.6%	9.6%
4 ICT教育の指導	60	30.5%	30.5%
5 生徒指導・生徒理解に関する研修	83	42.1%	42.1%
6 教師の倫理観を高める研修	15	7.6%	7.6%
7 民間企業の職場体験	27	13.7%	13.7%
8 学校経営・学校運営に関する研修	39	19.8%	19.8%
9 特別支援教育に関する研修	74	37.6%	37.6%
10 円滑な人間関係を築く能力を高める研修	49	24.9%	24.9%
11 その他	3	1.5%	1.5%
無回答	3	1.5%	1.5%
総計	555	281.7%	

今後は、ICTを活用するなど授業のより効果的・効率的な指導を行うことや、教職員の業務の軽減を図る必要があります。

また、様々な問題や課題を個人で抱え込まないよう、教職員間のコミュニケーションを良好に保ち、相談体制を充実するなど、教職員のメンタルヘルスの保持に努めることが大切です。

さらに、教員の資質能力の向上を図るためには、各種研修の充実を図る必要があります。

● 取組方針 ●

- 信頼・尊敬される教職員の資質・能力の向上を目指します。
- 教職員が健康でゆとりを持って教育活動ができるよう、職場環境向上を推進します。

● 具体的施策 ●

①教員の資質能力の向上

- ・多様化する学校に対するニーズに対応するため、教職員の資質能力の向上を図る研修の充実を図ります。
- ・教職員の授業力向上を図るため、外部講師によるモデル授業等を実施します。
- ・学習指導要領の改訂等に対応した主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）についての研修への参加を促進します。

■事業計画

事業名	担当部署
指導主事の設置	学校教育課

②教職員の職場環境の向上

- ・デジタル教科書（ＩＣＴの活用）を導入し、授業をより効果的・効率的に行います。
- ・運動部活動における専門的な技術指導者等を派遣し、顧問教師と指導の一体化を図り、多様化・高度化する生徒のスポーツニーズに即した運動部活動体制を実践します。
- ・各学校において、教職員間のコミュニケーションを図り、助け合って職務を進めていける良好な職場環境づくりを推進します。
- ・教職員に対するメンタルチェックを実施します。
- ・教職員の相談体制として、生活上の諸問題やメンタルヘルス対策として実施されている県の教職員相談事業を活用します。
- ・メンタル疾患等により長期間休職していた教職員の職場復帰を支援します。

■事業計画

事業名	担当部署
教育指導事業の実施	学校教育課
運動部活動指導の工夫・改善支援（中学校）	学校教育課
教職員相談事業の活用	学校教育課
メンタルヘルス対策の実施	学校教育課
長期療養職員の職場復帰支援	学校教育課

〔２〕学校教育 ５．特色ある学校づくり

● 現況と課題 ●

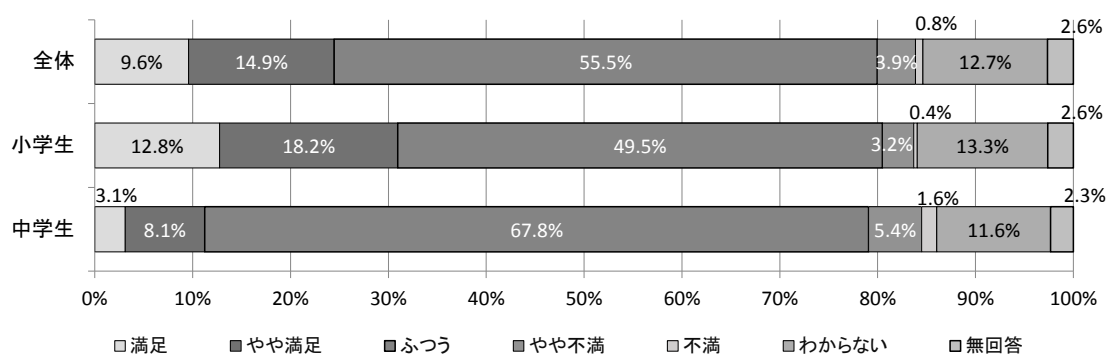
国際社会で活躍する人材を育成していくには、自分の生まれ育った国や地域の伝統・文化を理解することが大切であり、新指導要領では、国語、美術、音楽などの各教科で我が国の伝統や文化についての理解を深める学習を充実させています。

本市では、郷土の歴史・文化、地域の産業や豊かな自然環境等をまとめた「かすみがうら」を作成し、小学３・４年生の社会科授業に副読本として活用しており、自分たちの郷土について学ぶことで、ふるさとへの豊かな心情の醸成を図っています。

本市の保護者を対象とした意識調査（平成 27 年度）では、「伝統・文化に関する教育（郷土教育）」についての満足度で、小学生の保護者は「満足」、「やや満足」が約 3 割、中学生の保護者は約 1 割と、ともに低くなっています。

「伝統・文化に関する教育（郷土教育）」についての満足度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査 保護者対象）



本市の特色を活かした学校を目指していくためには、これまで進めてきた郷土教育のより一層の充実を図るとともに、児童生徒が地域とのつながりや絆を感じられるよう地域が持つ資源を活用した体験活動や授業を展開していくことが大切です。

また、児童生徒が社会人・職業人として社会の中で自立できるよう、必要な能力や態度を育成していくことが重要です。

さらに、将来、国際社会で活躍する人材を育成するために、児童生徒が英語（外国語）でのコミュニケーションを図る力を習得することが必要です。

● 取組方針 ●

- 郷土が持つ資源を活用し、かすみがうら市の教育を推進していきます。
- 児童生徒の社会的・職業的な自立を促すため、地域での交流や体験活動を充実します。
- 国際社会で活躍する人材を育成するために英語教育の充実を目指します。

● 具体的施策 ●

①かすみがうら市教育の基本理念の周知

- ・「かすみがうら市教育振興基本計画」の概要を市ホームページや広報誌に掲載し、市民に向けて教育の基本理念「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」を周知します。

■事業計画

事業名	担当部署
かすみがうら市教育の基本理念の周知	学校教育課

②体験・交流活動

- ・児童生徒の豊かな人間性を育むための様々な機会を通して、本市の自然や文化のすばらしさを再発見させる体験や優れた文化芸術に触れる体験を授業に取り入れます。
- ・お互いを認め、他者から様々なことが学べる交流活動の機会を充実します。

■事業計画

事業名	担当部署
特色ある学校づくりの推進	学校教育課

③郷土教育

- ・ふるさとを大切に思い、これからのかすみがうら市を支えていく人を育てる観点で郷土教育を推進します。
- ・児童生徒が、郷土愛を育み、ふるさとに誇りを持ち、地域社会の一員として自覚できるよう、本市の歴史や文化、産業、自然環境等をまとめた「かすみがうら」を作成し、副読本として小学校の授業で活用します。

■事業計画

事業名	担当部署
「かすみがうら」の作成（社会科副読本）	学校教育課

④地域の特性を活かした教育

- ・児童生徒が自然の中で豊かな心を育むとともに、ふるさとについてより深く知り、学ぶ機会を創出するため、霞ヶ浦などでの観察体験、霞ヶ浦環境科学センターの活用や地元農家での農業体験など、本市が持つ豊かな自然を学校教育に活かした授業を展開します。

■事業計画

事業名	担当部署
地域資源を活かした体験学習	学校教育課

⑤キャリア教育

- ・児童生徒の社会的・職業的自立に向けたキャリア発達を促す体験活動の充実を図ります。
- ・小学校での自然体験活動や職場見学、中学校での職場体験学習を通して、地域社会の中で自分の役割を果たし、集団の中で役立つ喜びや自信を育みます。
- ・社会に貢献をしたかすみがうら市の偉人に関する教育を、体験学習を織り交ぜた出前授業により実施します。
- ・地方創生に関する「出前授業」やまちの未来を考える「子どもミライワークショップ」の開催、地場産品や歴史文化を題材としたキャリア教育を行う「子どもミライプロジェクト」を展開します。

■事業計画

事業名	担当部署
かすみがうら市の偉人教育（出前授業）	生涯学習課
「子どもミライプロジェクト」の展開	学校教育課

⑥国際性豊かな人材育成

- ・外国語指導助手（ALT）を活用した国際理解教育の充実を図ります。
- ・メディア教材を活用し、日常的に英語の音や基礎的会話表現に慣れ親しませることで、グローバル化に対応した人材の育成を図ります。
- ・広い視野から郷土や国家、国際社会を理解し、その発展のために貢献しようとする意欲と態度を育てるとともに、英語を使って双方向的かつ論理的にコミュニケーションを図る力を高める英語教育を推進します。
- ・小学校教員の英語力及び英語指導力の向上を図るため研修への参加を促します。

■事業計画

事業名	担当部署
外国語指導助手（ALT）の配置	学校教育課
共に学ぶ英語の推進（小学校）	学校教育課
英語インタラクティブフォーラム*市大会（中学校）	学校教育課
小学校での外国語活動推進	学校教育課

* 英語インタラクティブフォーラムは、英語による論理的・双方向的なコミュニケーション能力の育成を図るフォーラムで、茨城県の英語コミュニケーション能力育成事業。

〔２〕学校教育 6. 特別支援教育の充実

● 現況と課題 ●

全国では平成 27 年 5 月 1 日現在、特別支援学校に在籍している幼児児童生徒と特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒の総数は約 43 万人となっています。このうち、義務教育段階の児童生徒は約 36 万 2,000 人で、義務教育段階の全児童生徒の約 3.6%に当たり、その数は年々増加しています。

現在、小・中学校の特別支援学級においては、少人数指導や特別支援教育支援員の配置等、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われています。

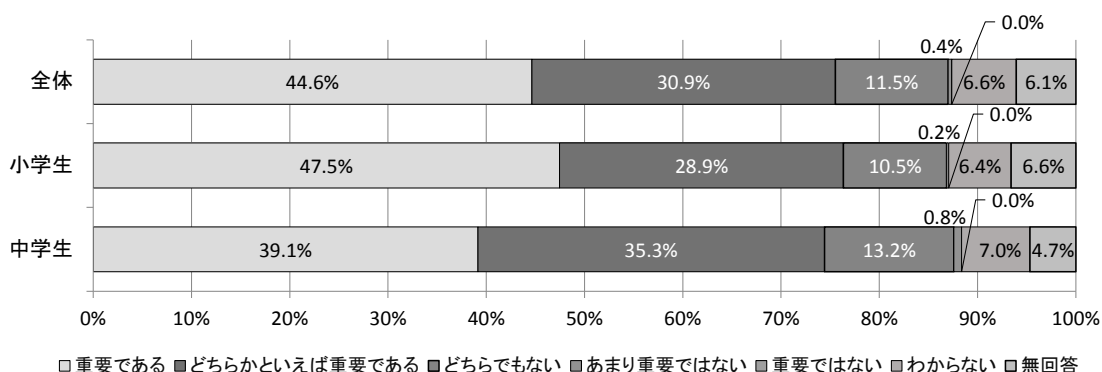
また、通常の学級においても、発達障害のある児童生徒が在籍しており、文部科学省の平成 24 年の調査によると、全国の公立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒は 6.5%程度と推測されています。

本市の小・中学校においては、知的障害、情緒障害、言語障害の特別支援学級を設置しています。平成 28 年 5 月 1 日現在、特別支援学級で指導を受けている児童は全小学校児童数の約 4%、生徒は全中学校生徒数の約 2%となっています。

本市の保護者を対象とした意識調査（平成 27 年度）では、「特別支援学級（障がいのある児童生徒の支援）」についての重要度で、小学生の保護者、中学生の保護者とも「重要である」、「どちらかといえば重要である」が 7 割を超えています。

「特別支援学級（障がいのある児童生徒の支援）」についての重要度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査 保護者対象）



特別な支援を必要とする子どもの早期発見に努めるとともに、十分な教育が受けられるように児童生徒一人一人に対応した指導や支援の充実を図ることが重要です。

また、指導する教員が特別支援教育についての知識や指導方法を習得することが必要です。

● 取組方針 ●

- 特別な支援を必要とする子どもの早期対応・支援に努め、十分な教育受けられるような取組を図っていきます。
- 教員の特別支援教育についての指導力の向上を目指します。

● 具体的施策 ●

①それぞれのニーズに応じた支援と指導

- ・特別な支援を必要とする子どもについては、教育支援委員会において、早期からの教育相談・支援や就学先の決定及びその後の一貫した支援についても助言を行っていきます。
- ・保育所等の訪問調査を実施し、特別な教育的支援が必要な子どもへの早期対応に努めます。
- ・教育支援相談を実施し、特別な支援を必要とする子どもの状況を把握するとともに、子どもの障害の受容に関わる保護者を支援します。
- ・特別な支援を必要とする子どもが十分な教育が受けられるよう、ＩＣＴ等の活用を含めた教材の確保、バリアフリー化など施設・設備の整備等に取り組みます。

■事業計画

事業名	担当部署
教育支援委員会の設置	学校教育課

②支援員の配置

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、必要に応じて各校に学校介助員を配置します。

■事業計画

事業名	担当部署
学校介助員の設置	学校教育課

③特別支援教育の理解促進

- ・特別支援教育に関する研修会を実施し、特別支援教育についての理解を深め、実践的な指導力を養い、教員の資質の向上を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
特別支援教育研修講座	学校教育課

〔2〕学校教育 7. 学校・地域・家庭との連携協力

● 現況と課題 ●

我が国では、急激な少子・高齢化が進行しており、家族形態の変容や人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。地域社会等のつながりや支え合いが希薄となり、地域や家庭の教育力の低下も指摘されています。

また、子どもの6人に1人が貧困状況にあり、ひとり親や非正規労働者の増加などによる経済的格差が広がる中、経済的理由や家庭の事情により家庭での学習が困難な子どもが増加しています。

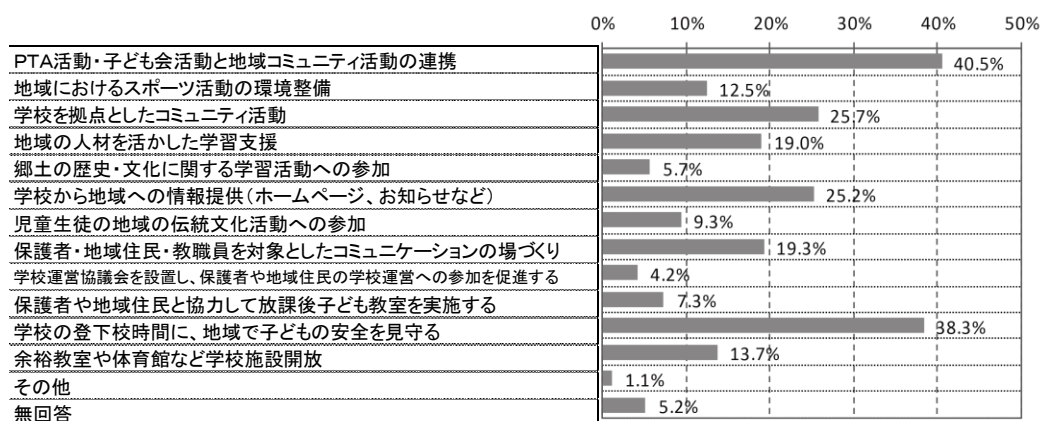
本市においては、下稲吉中学校区三校連支援ボランティアによる放課後子ども教室、放課後や土曜日の学習支援が実施され、子ども達の学習支援や地域の子どもの安全を守る活動を続けてきました。今後は、他地区においても、同様の形で事業展開できるよう調整、検討を進めていきます。

本市の保護者を対象とした意識調査（平成27年度）では、「家庭・地域・学校が連携し協力していくのに必要なことは何だと思われますか」の問に対し、「PTA活動・子ども会活動と地域コミュニティ活動の連携」が40.5%、「学校の登下校時間に、地域で子どもの安全を守る」が38.3%となっており、家庭・地域と学校が連携し子ども達を守り育てることが必要であると考えられています。

また、「学校を拠点としたコミュニティ活動」、「学校から地域への情報提供」も25%を超えています。

「家庭・地域・学校が連携し協力していくのに必要なこと」

（資料：平成27年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査 保護者対象）



これからは、下稲吉中学校区三校連支援ボランティアのような組織を、各中学校区単位に形成し、子どもたちの家庭学習の機会を確保するため、学校・家庭・地域の連携・協力体制を強化し、全ての子どもが参加できる環境づくりが求められています。

また、学校は、地域への情報発信を積極的に行い、地域の核となる開かれた学校づくりを推進していくことが重要です。

● 取組方針 ●

- 中学校区を中心として、学校と家庭・地域が連携・協力を深め、地域全体の教育力の向上を目指します。
- 「地域の子どもは地域で育てる」地域住民の活動を支援していきます。

● 具体的施策 ●

①開かれた学校づくり

- ・家庭、地域、学校が協働し、地域コミュニティの核となるよう、地域に開かれた学校を目指します。
- ・学校運営協力員制度や外部評価を取り入れ幅広く意見・助言を求め、学校運営の工夫や改善に活用します。
- ・ホームページ等を活用して各学校の教育活動の状況等を発信するなど、地域に開かれた学校づくりを目指します。

■事業計画

事業名	担当部署
学校運営協力員制度や外部評価の活用	学校教育課
特色ある学校づくり	学校教育課

②学校支援地域本部から地域学校協働本部への発展

- ・放課後子ども教室や放課後・土曜日・夏季・冬季休暇中の学習支援など、これまで下稲吉中学校区三校連支援ボランティアが実施してきた学校支援を、中学校区ごとに住民と連携を図り、市全体へ拡大します。
- ・これまで地域住民がボランティアで行ってきた学校支援の活動を、より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動を継続的・安定的に実施し、地域学校協働本部へと発展させていきます。

■事業計画

事業名	担当部署
学校・家庭・地域の協働による学校運営の充実	学校教育課 生涯学習課

③コミュニティ・スクール

- ・地域住民の力を学校運営に活かすコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組についての調査・研究を行います。

④地域と連携した子どもの安全確保

- ・児童生徒の登下校時の交通安全の確保、災害時の安全確保等全般にわたり地域が参加・協力をして取り組みます。
- ・市子どもを守る母の会の活動を支援し、少年の非行防止活動の推進を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
学校・家庭・地域の協働による子どもの安全確保	学校教育課
児童生徒の安全確保	学校教育課

⑤放課後・土曜日の学習支援

- ・「地域の子どもは地域で育てる」という基本理念に基づき、子どもたちのために地域住民が取り組む放課後及び土曜日の学習支援や体験教室などのボランティア活動を支援します。

■事業計画

事業名	担当部署
土曜日の学習支援活動	生涯学習課
放課後の学習支援活動	生涯学習課
放課後の体験教室の実施	生涯学習課



〔2〕学校教育 8. 学校の教育環境充実と安全確保

● 現況と課題 ●

学校施設は、児童生徒が安全・安心に学習できる施設であるとともに、地域住民の災害時の避難所等にも活用される場所です。学校では、児童生徒の生活安全・交通安全・災害安全の確保を図るとともに、児童生徒が危険に際し自らの安全を守るための教育に取り組んでいます。

また、学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと、切磋琢磨することでそれぞれの資質や能力を伸ばしていくことが重要です。茨城県においては、少子化に伴って学校の小規模化や複式学級が増加し、今後の人口推計からもその傾向が加速すると見込まれたことから、平成20年4月に「公立小・中学校の適正規模について（指針）」で、県としての望ましい学校の目指すべき姿を示しました。

本市では、急激な少子化の進行に伴い小・中学校の小規模化が進む中、児童生徒の社会性の育成や切磋琢磨する場として適正な規模での集団生活を確保するために、学校の適正規模・適正配置に取り組んでいます。

平成26年4月に南中学校と北中学校が統合し、「霞ヶ浦中学校」となりました。また、平成28年4月に、下大津小学校、美並小学校、牛渡小学校、宍倉小学校の4校が統合し「霞ヶ浦南小学校」に、佐賀小学校、安飾小学校、志士庫小学校の3校が統合し「霞ヶ浦北小学校」となりました。

市立小学校の児童数と統合の状況

（資料：学校教育課 各年5月1日現在）

平成27年5月1日児童数		平成28年5月1日児童数	
下大津小学校	96	霞ヶ浦南小学校 (4校統合)	412
美並小学校	167		
牛渡小学校	76		
宍倉小学校	102		
佐賀小学校	115	霞ヶ浦北小学校 (3校統合)	289
安飾小学校	110		
志士庫小学校	66		
志筑小学校	90	志筑小学校	84
新治小学校	112	新治小学校	100
七会小学校	85	七会小学校	70
上佐谷小学校	40	上佐谷小学校	37
下稲吉小学校	659	下稲吉小学校	648
下稲吉東小学校	503	下稲吉東小学校	484
13校合計児童数	2,221	8校合計児童数	2,124

児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、教育施設の維持管理や計画的な改修を行い、教育環境を整備していくことが必要です。

今後も、地域の意向を把握し合意形成を図りながら学校の適正規模化に取り組むとともに、学校統合後の児童生徒が学校生活環境の変化に対応できるよう支援をしていくことが求められています。

また、校内の防犯・防災対策や登下校時の子どもの安全確保に留意し、自ら身を守るよう児童生徒への安全教育を強化していくことも重要です。

● 取組方針 ●

- 学校の適正規模・適正配置を継続して進め、格差のない教育環境の整備を目指します。
- 児童生徒が安全に安心して学校生活が送れるよう、校内の安全対策、防災対策や交通安全に努めます。

● 具体的施策 ●

①教育施設的环境整備

- ・既存の教育施設の適正な維持管理及び計画的な大規模改修を実施し、児童生徒の安全で快適な教育環境を確保します。
- ・授業に必要な教育備品等を整備・更新し、教材・教具の充実による授業の効率化を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
小中学校施設の大規模改造	学校教育課
小・中学校での教材備品の整備	学校教育課

②学校適正規模・適正配置

- ・統合した学校に通う子ども達の生活環境の変化に対応したフォローアップを図ります。
- ・学校の適正規模を確保することにより児童生徒の社会性の育成を図るなど、より良い教育環境の実現に向け、地域住民の意向を把握し合意形成を図りながら、学校統合の検討を進めます。
- ・学校再編に伴う跡地利用については、これら学校が地域に果たしてきた歴史的役割や地域事情にも配慮し、市の各種計画と整合を図りつつ、市全体で有効に利活用することを前提に検討を行っていきます。

■事業計画

事業名	担当部署
適正規模確保のための学校統合推進	学校教育課

③登下校の安全確保

- ・児童生徒の登下校時の交通事故防止のための指導に努め、関係機関と連携し不審者に対する対応を徹底し、登下校の安全確保を図ります。
- ・通学路の安全を確保するとともに、中学生の自転車通学における登下校の交通安全指導を行います。
- ・学校統合で通学距離が遠方になった児童生徒に対してスクールバスを運行し、登下校時の安全確保を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
登下校時の児童生徒の安全確保	学校教育課
自転車通学安全指導（中学生）	学校教育課
通学路の安全確保	学校教育課

④校内の安全対策

- ・児童生徒が安全・安心な環境において学習できるよう、校内の防犯・防災に対する環境整備を図ります。
- ・児童生徒が自らの安全を守り主体的に行動する態度を育成するため、避難訓練の実施等、防災に関する教育の充実を図ります。
- ・地域と連携した避難訓練や災害時の引き渡し訓練等、学校、家庭、地域、行政等が連携した防災体制の充実・強化を図ります。
- ・市学校防災推進委員会及び学校防災連絡協議会の開催や教職員（指導者）を対象とした研修会を実施します。

■事業計画

事業名	担当部署
地域との連携による学校の防災力強化推進	学校教育課



第2節 社会性豊かな青少年の健全育成

〔1〕 青少年育成

1. 青少年健全育成活動の推進
2. 青少年の健全育成と体制の整備
3. 地域の担い手の育成
4. 家庭の教育力の向上と子育てネットワークづくりの支援

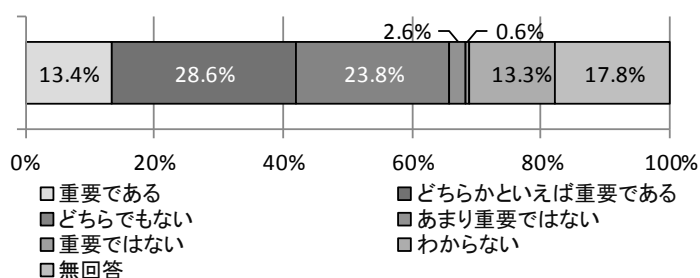
〔1〕青少年育成 1. 青少年健全育成活動の推進

● 現況と課題 ●

本市では、「青少年育成かすみがうら市民会議」が中心となり、次世代を担う青少年の健全育成を図るため市民ぐるみの運動を展開しています。関係機関・団体等との連絡調整や青少年の健全育成を推進するための各種事業を実施するとともに、市民への広報・啓発活動を行っています。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）では、「市民総ぐるみの青少年健全育成」についての重要度では、約 4 割の市民が「重要」、「どちらかといえば重要」と考えています。

「市民総ぐるみの青少年健全育成（市子連、青少年相談員、ジュニア和太鼓など）」の重要度 （資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



本市の青少年の健全な育成を図るためには、「青少年育成かすみがうら市民会議」の活動を継続して推進していくことが重要です。

また、青少年健全育成に取り組む団体を支援し、活動の活性化を図っていく必要があります。

さらに、共働きの子育て家庭の増加や保護者のライフスタイルの多様化により、就学児童が放課後等を安全に過ごすことができる居場所づくりが求められています。

● 取組方針 ●

- 青少年育成活動団体を支援し地域活動の強化を図ります。
- 青少年が多様な活動や交流に参加できる環境づくりを推進します。
- 子どもたちの安全な放課後の居場所づくりを推進します。

● 具体的施策 ●

①「青少年育成かすみがうら市民会議」の活動

- ・市民総ぐるみで青少年健全育成に取り組むため、市民の方からの会費（賛助金）により活動する「青少年育成かすみがうら市民会議」を支援していきます。
- ・子どもたちが地域で活躍できるよう、中学生の主張大会やジュニア和太鼓教室の開催と成果発表などの場を提供します。
- ・市内で活動する各種団体の連携・協力により、市子ども会育成連合会やウィークエンドコミュニティスクールで行う、子どもたちが学校や家庭では経験できない各種体験活動の場を提供します。
- ・地域の担い手づくりの一助となる高校生会や成人式実行委員会への支援を行います。

■事業計画

事業名	担当部署
中学生の主張大会の開催	生涯学習課
青少年心身健全育成事業の実施	生涯学習課
ウィークエンドコミュニティスクール事業の実施	生涯学習課
青少年相談員活動への助成	生涯学習課
成人式への支援	生涯学習課
高校生会への助成	生涯学習課
市子ども会育成連合会事業への助成	生涯学習課
中学校立志式への助成	生涯学習課

②各種青少年育成団体への支援

- ・「地域の子どもは地域で育てる」という基本理念に基づき、文化、レクリエーション、スポーツなどを通して、青少年の健全育成活動に取り組む各種団体を支援します。
- ・市子ども会育成連合会の様々な事業を支援します。
- ・スポーツ少年団の活動や大会への支援を行います。

■事業計画

事業名	担当部署
市子ども会育成連合会への支援	生涯学習課
スポーツ少年団への支援	生涯学習課
ボーイスカウト・ガールスカウトへの支援	生涯学習課

③放課後子ども総合プラン

- ・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの拡充や一体型または連携による放課後児童クラブ・放課後子ども教室の整備を検討していきます。

■事業計画

事業名	担当部署
放課後児童クラブ	子ども家庭課
放課後子ども教室	生涯学習課

● 現況と課題 ●

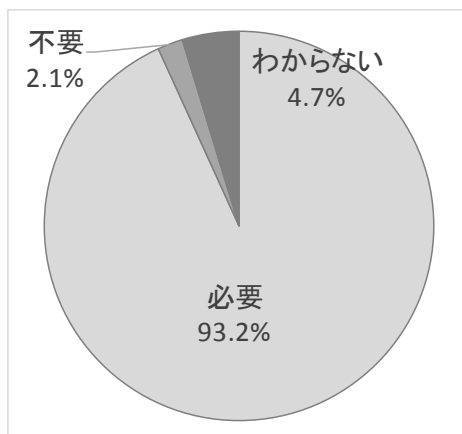
本市においては、「かすみがうら市青少年相談員連絡協議会」が、市民の青少年健全育成に関する関心と理解を深めるための啓発活動や青少年を取り巻く環境浄化を推進するため様々な活動を行っています。

茨城県の調査では、「青少年の非行などを防止するためには警察以外にも地域の活動が必要だと思うか」の問に対し、93.2%が「必要」と回答しています。

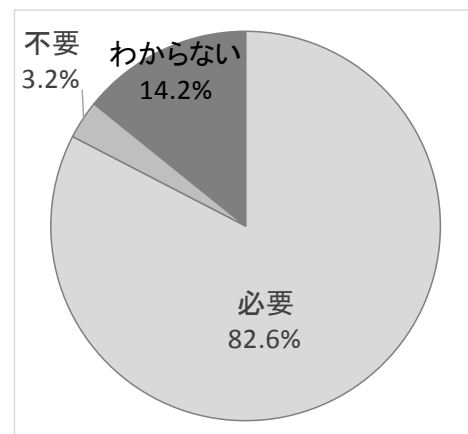
また、青少年の健全育成と非行防止を推進するため、様々な活動をしている「青少年相談員の活動についてどう思うか」の問に対し、82.6%が「必要」と回答しています。

平成 27 年度いばらきネットモニター 青少年相談員についてのアンケート

青少年の非行などを防止するためには
警察以外にも地域の活動が必要だと思うか



青少年相談員の活動についてどう思うか



青少年の非行の未然防止や早期発見には、青少年相談員の活動が不可欠であるため、青少年の現状を把握できるよう、青少年相談員の各種研修への参加を促進していくことが重要です。

また、青少年健全育成についての啓発を強化し、学校、家庭、地域が連携し、地域の環境浄化に努める必要があります。

● 取組方針 ●

○青少年相談員を中心に学校、家庭、地域が連携し、青少年の健全育成を推進します。

● 具体的施策 ●

①青少年相談体制の充実

- ・ 青少年相談員が中心となって、青少年の意識、動向、現状などを常に掌握しながら、非行の未然防止・早期発見に努めます。

■事業計画

事業名	担当部署
各種研修への参加及び研修会の開催	生涯学習課

②非行の未然防止・早期発見

- ・ 中学生の下校時刻後に青色パトロール車で市内を巡回し、適宜指導を行います。
- ・ 学期初めに、登校する中学生に校門で「おはようございます」の声掛けなど「あいさつ・声かけ運動」を実施します。

■事業計画

事業名	担当部署
定例青少年巡回指導（青色パトロール）	生涯学習課
あいさつ・声かけ運動の活性化	生涯学習課

③学校、家庭、地域等が連携した環境浄化活動

- ・ 市のイベントの際に青少年相談員のブースを設け、啓発物品の配布と巡回指導を行います。また、朝の神立駅の乗降者に啓発物品の配布を行います。

■事業計画

事業名	担当部署
イベントなどでの啓発活動及び巡回指導	生涯学習課
非行防止キャンペーン	生涯学習課



〔1〕青少年育成 3. 地域の担い手の育成

● 現況と課題 ●

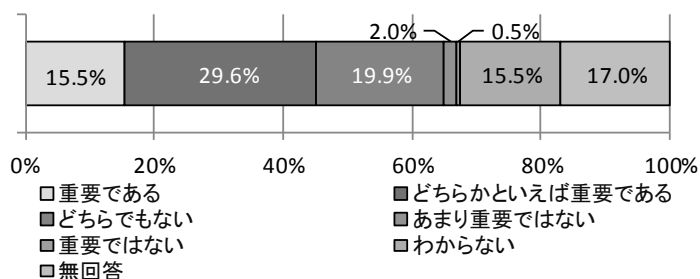
全国的な傾向である少子高齢化は本市においても進行しており、地域の活動を担う若い力がなかなか確保できない状況でしたが、休止していた高校生会の活動を平成 27 年度から再開することができました。

成人式については、毎年、事前に成人式実行委員会を設置し、成人自らが企画運営する成人式を目指しています。平成 27 年度は、通常より早い時期に成人式実行委員会を立ち上げ、会議を何度も重ね、初の実行委員会企画によるオープニングアクトに取り組むことができました。

また、大人大学受講生たちを主要メンバーに、平成 28 年度には、市内の 20～40 代の若者を対象とした青年会的な組織として「大人クラブ」を立ち上げました。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）では、「地域の担い手育成」についての重要度で、「重要」、「どちらかといえば重要」が 45.1%を占めています。

「地域の担い手育成（子ども大学、大人大学、高校生会、成人式実行委員会など）」の重要度
（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



今後も、高校生会の活動が活性化していくよう支援していく必要があります。

また、中学生のジュニアリーダーの発掘にも努め、ジュニアリーダーから高校生会、高校生会から成人式実行委員会、成人式実行委員会から大人クラブへという流れを作り、地域の担い手の発掘、育成に積極的に取り組む必要があります。

● 取組方針 ●

○青少年が地域で活動する場の拡大を目指し、高校生会の活動を支援していきます。

○将来の地域の担い手を発掘し、育成を図ります。

● 具体的施策 ●

①高校生会活動の活性化

- ・高校生会が実施する自主企画のイベントや市内の催し、福祉活動のお手伝いなどボランティア活動が円滑に進められるよう支援します。
- ・小・中学生にも、市の催しの時のお手伝いなど活動範囲を広げ、将来、高校生会への参加につなげます。

■事業計画

事業名	担当部署
高校生会活動への支援	生涯学習課

②成人式の開催を通しての担い手の発掘・育成

- ・成人式実行委員会などの若者の自主的な活動を支援するとともに、青年会的組織の「大人クラブ」や「市子ども会育成連合会」などの団体と連携し、将来の地域の担い手の発掘と育成に努めます。
- ・高校生会から成人式実行委員会へ参加する若者を増やし、地域での活動を継続して行うことで、将来の担い手として育成していきます。

■事業計画

事業名	担当部署
成人式実行委員会への支援	生涯学習課



● 現況と課題 ●

家庭環境の多様化や地域社会の変化により、人との関わりが少なくなり、子育てについて悩みや不安を抱える家庭が増えており、家庭の教育力の低下も指摘されています。

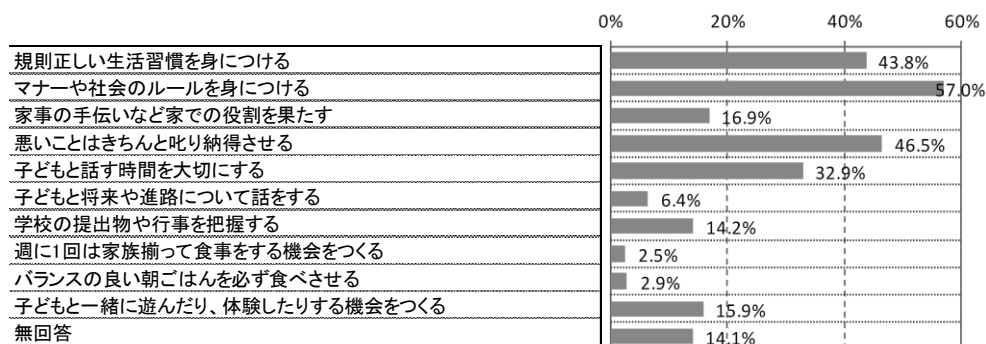
本市では、これまでも小・中学校保護者を対象に家庭教育学級、未就学児保護者を対象に子育てひろばを開催し、親の学びや保護者同士のネットワークづくりを支援しています。

本市の保護者を対象とした意識調査（平成 27 年度）では、「家庭でのしつけ・教育について特に心がけていること」についての問では、「マナーや社会のルールを身につける」、「悪いことはきちんと叱り納得させる」、「規則正しい生活習慣を身につける」と回答した保護者の割合が高くなっています。

また、「子どもの教育についてどのような悩みがあるか」の問には、「学校の成績」、「しつけの仕方」との回答が多くなっています。

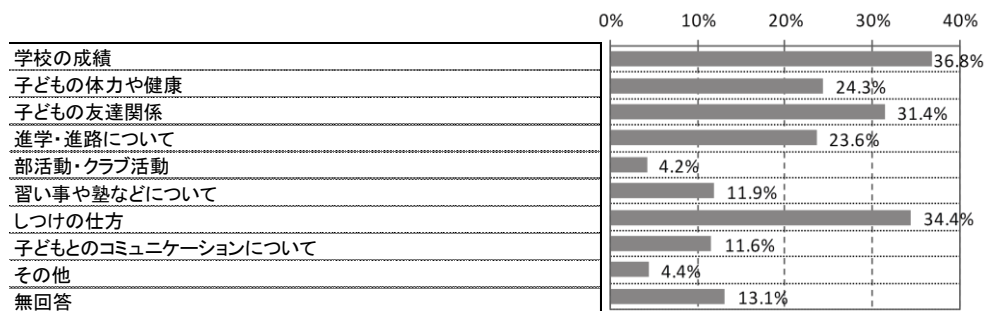
「家庭でのしつけ・教育について特に心がけていること」

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査 保護者対象）



「子どもの教育についてどのような悩みがあるか」

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査 保護者対象）



今後は、子育て家庭を孤立化させないために、地域が子育て家庭を支えていく必要があります。また、保護者同士のネットワークを強化し、気軽に悩みを相談し合える関係づくりも重要です。

● 取組方針 ●

- 子どもの教育の第一義的責任を担う家庭の教育力を向上させるための支援を推進します。
- 子育て家庭の教育力の向上とネットワークづくりを支援します。

● 具体的施策 ●

①家庭の教育力充実事業

- ・学校、地域が連携し、教育の原点である家庭教育を支援します。
- ・家庭教育学級は、原則、小・中学校の1年生の保護者を対象に子育てに関する研修会、講演会や親子教室などを実施し、保護者同士の情報交換や仲間づくりの場としても活用します。
- ・子どもの教育や人格形成に第一義的責任を持つ家庭の教育力を向上させるため、未就学児保護者を対象に子育てひろばを開講し、子育てに関する知識、ノウハウなどを学んでいただくとともに、子育ての悩みなど、気軽に相談できる友達づくり、保護者のネットワークづくりの場を提供します。

■事業計画

事業名	担当部署
家庭教育学級の実施	生涯学習課
子育てひろばの実施	生涯学習課

第3節 生涯学習の充実

〔1〕生涯学習

1. 生涯学習推進体制の確立
2. 生涯学習機会の提供と生涯学習団体への支援
3. 生涯学習施設の整備と学習環境の充実
4. 生涯学習情報の提供
5. 地区公民館による市民協働型の地域コミュニティ活動
6. スポーツ・レクリエーション団体の育成
7. スポーツ・レクリエーション活動の推進
8. スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

〔１〕生涯学習 1. 生涯学習推進体制の確立

● 現況と課題 ●

国においては、教育基本法第３条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。

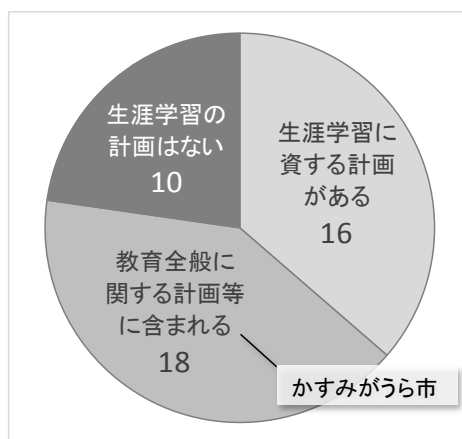
また、第２期の教育振興基本計画では、「社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。」ことを成果目標に掲げ、社会教育、家庭教育などの様々な場や機会における学習の充実・環境整備に取り組んでいます。

本市においても、市民が生涯にわたって学び続ける環境づくりに向けて、様々な課題に対して専門的な立場から意見を求めるため、社会教育委員会をはじめ、様々な協議会や審議会を立ち上げ活動してきました。

生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎調査（平成 27 年度）で、茨城県の市町村の生涯学習振興計画等の策定状況を見ると、44 市町村中、「計画がある」は 16 市町村、「教育全般に関する計画等に含まれる」は 18 市町村となっています。

平成 27 年度 生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料（文部科学省）

茨城県市町村の
生涯学習振興計画等の
策定状況



全ての市民が、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習推進体制を構築するために、生涯学習推進計画の策定を検討することが望まれます。

● 取組方針 ●

○市民が生涯にわたりいつでも学び、成果が活かせるよう、生涯学習推進体制の確立を推進します。

● 具体的施策 ●

①生涯学習推進体制の整備

- ・生涯学習の進むべき方向性や様々な課題に対し、諮問機関などからの専門的意見の聴取に努め、本市の生涯学習推進体制を推進します。

■事業計画

事業名	担当部署
社会教育委員会議	生涯学習課
公民館運営審議会	生涯学習課
図書館協議会	生涯学習課
歴史博物館協議会	生涯学習課

②生涯学習推進計画の策定

- ・市民が自己を磨き豊かで充実した人生が送れるよう、自ら生涯にわたっていつでも学び、その成果が活かせる社会の実現を目指し、本市の「生涯学習推進計画」策定の準備を進めます。

■事業計画

事業名	担当部署
生涯学習推進計画策定の準備	生涯学習課

● 現況と課題 ●

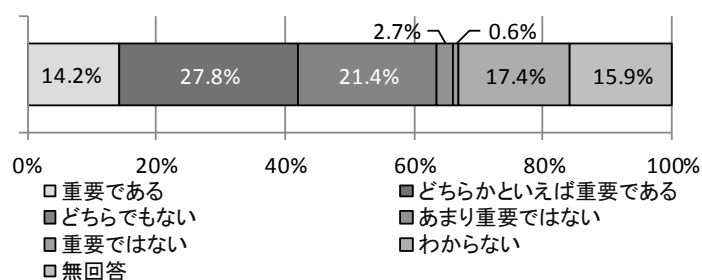
本市においては、市民が心豊かな生活が送れるよう、あらゆる世代や様々な目的に応じた講座や教室、催しなど多彩な生涯学習プログラムを企画、提供しています。

また、市民が意欲を持って自主的に生涯学習に取り組んでもらえるよう、社会教育団体の活動支援や文化団体やサークル、講座受講生の作品展示やステージ発表など、発表の機会の場を提供しています。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）では、「目的や世代に応じたプログラム」の重要度で、「重要」、「どちらかといえば重要」が 42%となっています。

「目的や世代に応じたプログラム（高齢者大学、大人大学、子ども大学など）」の重要度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



今後も、市民ニーズに合った生涯学習機会の提供に努めていく必要があります。

また、市民の仲間づくりや新規に参加する人を増やすために、市内で活動する文化活動団体を支援し、活動内容等の周知を広報紙やホームページを活用し、図っていく必要があります。

● 取組方針 ●

○市民のニーズに応じた多様な生涯学習機会の提供に努めます。

○各種活動団体の支援を図るとともに、学びの成果を発表する機会を提供します。

● 具体的施策 ●

①多様な生涯学習機会の提供

- ・世代や目的に応じたイベント、催し、講座、研修会など、多様多彩な生涯学習プログラムを提供します。
- ・将来を担う子どもたちの知的好奇心や学問への興味の向上を図ることを目的として「子ども大学」を実施し、専門家の講義を受ける機会を提供します。
- ・若い市民の地域や行政への関心を高めるために 20～40 代対象の「大人大学」を実施し、地域の担い手の発掘や育成を図ります。
- ・高齢者が、心身ともに健康で豊かなシニアライフを送る一助となるよう「高齢者大学」を実施し、新しい体験や学習をする機会を提供します。
- ・市民のまちづくりへの関心と市政への参加意識の向上を図るとともに、職員が市民ニーズを把握する機会として、市民と行政が協働してイベント等を開催します。

■事業計画

事業名	担当部署
子ども大学の開講	生涯学習課
大人大学の開講	生涯学習課
高齢者大学の開講	生涯学習課
生涯学習市民協働事業の実施	生涯学習課

②サークル等活動団体への支援

- ・生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりなど、目的に応じて自主的な文化活動を展開する団体の支援をしていきます。
- ・市内で活動する文化活動団体の活動内容等の情報を広報紙やマナビィホームページ（生涯学習 WEB）に掲載し、市民への周知を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
サークル活動への支援（補助金の交付）	生涯学習課
自主事業への支援	生涯学習課
文化協会加盟団体自主講座開講の支援	生涯学習課
サークル活動の紹介	生涯学習課

③成果発表機会の提供

- ・多くの市民に生きがいとやりがいを持って、活動に取り組んでもらえるよう展示、発表などの機会を提供します。
- ・文化団体や各種講座、小・中学生などの作品の展示やステージ発表の場を提供する「ふれあい生涯学習フェア」を開催します。
- ・あじさい館ホール等フリースペースを活用し、文化団体などの作品の展示を実施します。
- ・成果発表の場を求める団体と展示・発表の場を提供する施設や組織との仲介を行います。

■事業計画

事業名	担当部署
ふれあい生涯学習フェアの開催	生涯学習課
あじさい館月例展示会（展示ケース）	生涯学習課
展示・ステージ発表機会の提供支援	生涯学習課



● 現況と課題 ●

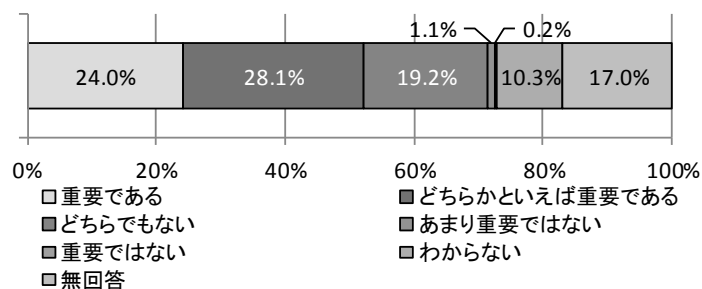
本市においては、これまで市民の生涯学習活動の拠点である公民館等の生涯学習施設を整備し、各種公民館講座を開催してきました。平成 28 年度から、中学校区単位で地区公民館を組織し活動を行っています。

また、図書館においては、図書資料の充実や市民の利便性等を考慮した図書システムの導入など、図書館サービスの効率化を図っています。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）では、「図書館事業（本・視聴覚資料の充実と適正な貸出し、読書普及活動）」の重要度で、「重要」、「どちらかといえば重要」が 52.1%と高くなっています。

「図書館事業（本・視聴覚資料の充実と適正な貸出し、読書普及活動）」の重要度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



地区公民館組織での活動がはじまり、施設の位置づけが確定していない下稲吉中学校区においては、早急に地域住民の意見を踏まえて活動拠点を位置づける必要があります。

また、霞ヶ浦地区の旧地区公民館についても、適正な活用や維持管理を行う必要があります。

図書館においては、新しく導入した図書システムの効率的な活用により、利用者に向けてのレファレンスサービスの更なる充実に努める必要があります。

● 取組方針 ●

○公民館等の適切な維持管理や運営に努め、市民のニーズに対応した講座の充実を目指します。

○様々な読書の普及活動を推進するとともに、図書館サービスの向上を目指します。

● 具体的施策 ●

①生涯学習施設の維持管理と整備

- ・地区公民館の適正な維持管理に努め、必要に応じた施設、設備の整備を行います。
- ・現在、施設の位置づけのない下稲吉中地区公民館については、地域住民とともに施設の適正な配置について検討していきます。
- ・暫定利用施設となった旧地区公民館施設利用の今後の方向性については、市民を交えた形で検討を進めます。

■事業計画

事業名	担当部署
地区公民館の維持管理と整備	生涯学習課
地区公民館施設の適正配置（下稲吉中地区公民館の位置づけ）	生涯学習課
旧地区公民館暫定利用のための管理運営	生涯学習課

②公民館講座等の充実

- ・多様化する市民のニーズを十分に把握し、目的と対象を明確にした講座を開講します。
- ・市民が身近な地域で受講できるよう、平成 28 年度から新たに設置された中学校区ごとの地区公民館において、各種公民館講座を開講します。
- ・地区公民館においては、サークル化を目指した講座を中心に企画し、市民の自主的な活動を支援します。

■事業計画

事業名	担当部署
サークル化を目指した講座の開講	生涯学習課
地区公民館での多様な講座の開講	生涯学習課

③図書館の充実

- ・図書館本館および分館において、多様化する住民ニーズに対応できるよう、図書資料の充実とサービスの向上に努め、きめ細かなサービスを展開します。
- ・利用者が必要とする資料や情報の検索や提供などの手助けをするレファレンスサービスの充実を図ります。
- ・図書整理、読み聞かせ、朗読など、各種図書館ボランティアと連携を深め、市民協働の図書館運営を推進します。

■事業計画

事業名	担当部署
レファレンス業務の拡充	生涯学習課
稼働率の高い図書、資料等の導入	生涯学習課
各種図書館ボランティアとの連携による図書館運営の推進	生涯学習課
図書リサイクルによる蔵書整理	生涯学習課

④読書の普及活動

- ・新しい図書館ファン開拓のため、様々な読書の普及活動を推進します。
- ・幼い頃から本に親しみ、読書習慣を身につけてもらえるよう、4か月児健診時のブックスタートや子どもたちへの読み聞かせ等を行います。
- ・秋の読書週間に読書感想文等の作品の募集・展示を行い、市民の読書活動を促進します。
- ・本に親しむきっかけづくりとして、読書連合会の講演会を支援します。
- ・図書館のビデオライブラリーを活用して、霞ヶ浦公民館土曜名画座を実施します。

■事業計画

事業名	担当部署
ブックスタートの実施	生涯学習課
お話会・読み聞かせ会	生涯学習課
秋の読書週間作品募集及び展示	生涯学習課



〔1〕生涯学習 4. 生涯学習情報の提供

● 現況と課題 ●

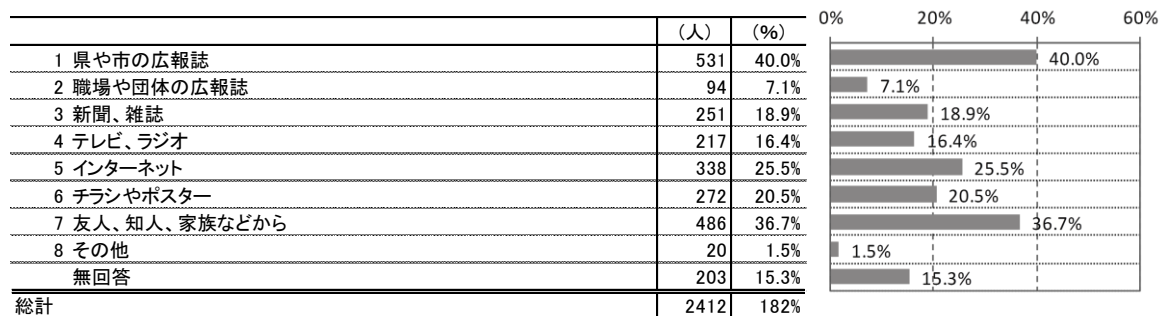
本市には、専門的な知識や技能を持った市民を募り、学校や地域での学習・体験活動の講師として紹介する生涯学習人材バンク制度があり、多くの市民が登録していますが、新たに、自己申請制であった登録を、「学びたい」だけでなく、「教えたい」という気持ちも生涯学習であるという観点から、ニーズのある有望な人材の発掘にも取り組んでいます。

生涯学習に関する情報については、講座募集チラシの「マナビィガイド」に広報的な内容も盛り込み、発行回数の増加を図ったり、市で発行するチラシ、通知文や封筒などに生涯学習のウェブサイトのQRコードを付けるなど、市民への周知に努めてきました。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成27年度）では、「生涯学習の情報をどこから得ているか」の問に、「県や市の広報誌」が40.0%、「友人、知人、家族などから」が36.7%、「インターネット」が25.5%となっています。

「生涯学習の情報をどこから得ているか」

（資料：平成27年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



今後も、生涯学習人材バンク制度は、利用者ニーズの把握とニーズに合った人材発掘の取組を継続して進めていかななくてはなりません。

情報の提供においては、マナビィガイドの更なる内容の拡充を図るとともに、ウェブサイトについても、SNSの活用など新しい取組の可能性の検討が望まれます。

● 取組方針 ●

○生涯学習人材バンクの周知とニーズに対応した新たな人材の確保に努めます。

○誰にでも分かりやすい生涯学習情報内容の充実と情報提供を行います。

● 具体的施策 ●

①生涯学習人材バンクの活用強化

- ・市民が自らのテーマやライフスタイルに応じて「自ら学ぶ生涯学習」を実践することを促進するために、ニーズに対応した学習機会を提供する生涯学習人材バンクの拡充に努めます。
- ・専門的な知識や技能を持った市民が、学校や地域での学習・体験活動の講師としてその能力を活かせるよう、人材バンクへの登録を促進するとともに、人材バンク制度の周知に努めます。
- ・人材バンクをさらに有効活用するために、利用する側のニーズを把握し、新たな人材の発掘に取り組みます。

■事業計画

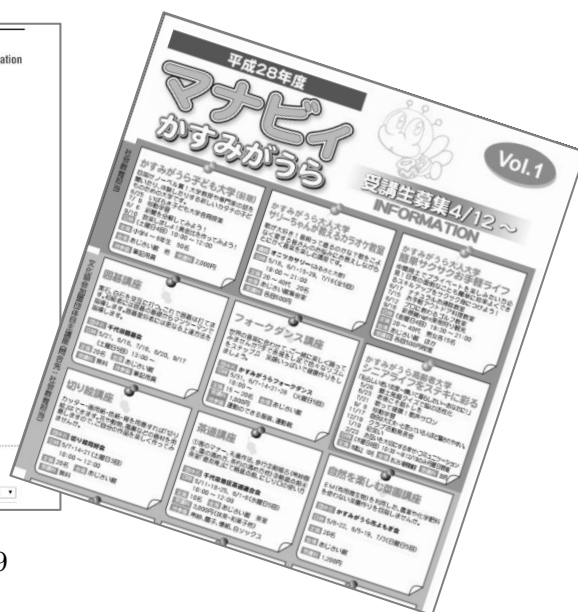
事業名	担当部署
ニーズに合った人材バンク登録者の確保	生涯学習課
人材バンクの利用の促進	生涯学習課

②生涯学習に関する情報提供

- ・年4回発行しているマナビィガイド（講座募集版、広報版）の掲載内容をさらに拡充していきます。
- ・マナビィホームページ（生涯学習WEB）の内容を拡充するとともに、更新回数を増やし、新しい情報を提供することで、市民の生涯学習活動を促進します。
- ・若い世代へ生涯学習情報を提供するために、SNS（Line や Twitter 等）の活用を検討します。

■事業計画

事業名	担当部署
マナビィガイドの発行と掲載内容の拡充 （講座募集版年2回、広報版年2回）	生涯学習課
マナビィホームページ（生涯学習WEB）の拡充	生涯学習課



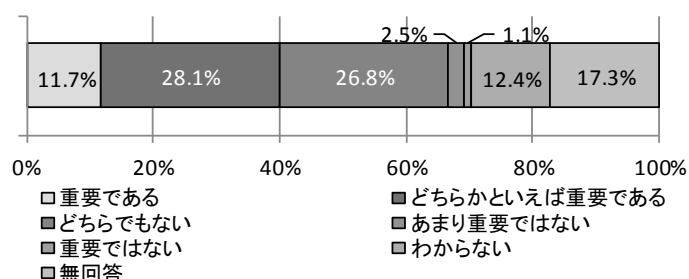
● 現況と課題 ●

本市においては、平成 28 年度から中学校区ごとの地区公民館組織を編成し、地域の財産や課題をテーマにした市民自らが企画運営する市民協働型の地域コミュニティ活動に取り組んでいます。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）では、「地区公民館で行う地域コミュニティ活動」の重要度に対し満足度は低く、活動の活性化を図る方策が必要と思われます。

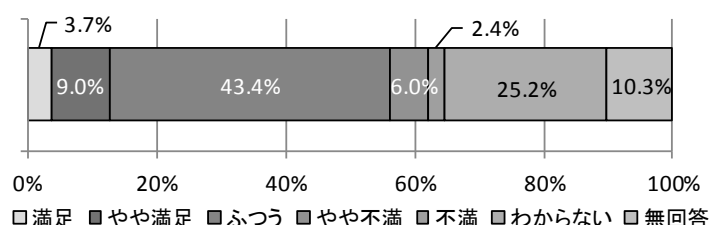
「地区公民館で行う地域コミュニティ活動」の重要度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



「地区公民館で行う地域コミュニティ活動」の満足度

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



今後は、中学校区ごとの地区公民館を拠点に、地域住民が自ら参加・企画提案して、行政と市民協働で進めるコミュニティ活動がもっと円滑に進むように、市民と行政の役割分担を明確にし、サポート体制を強化していく必要があります。

また、地区公民館活動のリーダーを育成していくことも重要です。

● 取組方針 ●

○地区公民館を拠点とした住民の自主的な地域活動を促進し、市民協働型のコミュニティ活動の活性化を図ります。

● 具体的施策 ●

①市民協働型のコミュニティ活動

- ・中学校区ごとの地区公民館活動を推進し、地域活動の活性化を促します。
- ・従来の行政主導で準備した活動に市民が参加するだけでなく、地域の課題や財産をキーワードに、市民自らが企画提案したコミュニティ事業を、行政と市民が市民協働の関係で事業展開していきます。

■事業計画

事業名	担当部署
霞ヶ浦中地区公民館のコミュニティ活動 (ハイキング、移動講座、球技大会、歩く会、体育祭、桜祭り、地域活性化講座など)	生涯学習課
千代田中地区公民館のコミュニティ活動 (交流サロン、講演会・研修会、移動講座など)	生涯学習課
下稲吉中地区公民館のコミュニティ活動 (交流サロン、講演会・研修会、土曜日の学習支援、公民館祭、防災教室など)	生涯学習課

②地区公民館組織の編成

- ・中学校区ごとに編成した地区公民館を拠点とした地域コミュニティ活動を推進していくために、コミュニティ推進員の意識向上、知識向上に努めます。

■事業計画

事業名	担当部署
地区公民館コミュニティ推進員の意識、知識の向上	生涯学習課

● 現況と課題 ●

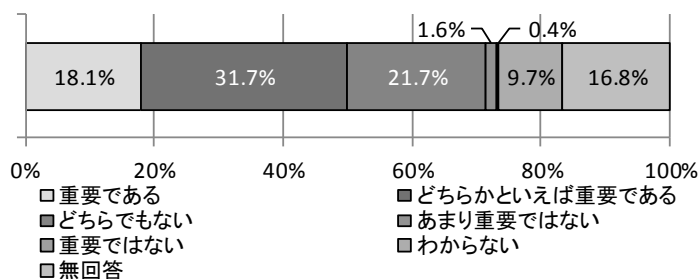
平成 23 年に制定されたスポーツ基本法では、スポーツ団体は、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むことに努めることが定められています。

また、市町村のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、教育委員会は「スポーツ推進委員」を委嘱することとなっています。

本市においては、青少年健全育成の面からもスポーツ少年団の支援や体育協会と加盟団体の活動支援を行っています。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）では、「スポーツ団体の活動支援（体育協会、スポーツ少年団など）」の重要度で、「重要」、「どちらかといえば重要」が約 5 割と高くなっています。

「スポーツ団体の活動支援（体育協会、スポーツ少年団など）」の重要度
【生涯学習に関する意識調査（H27 年実施）】



市民のスポーツ活動を推進するために、これからも市内のスポーツ団体の活動を支えていくとともに、育成強化を図ることが重要です。

また、市民のスポーツ活動を支えていくスポーツ指導者を育成していくことも大切です。

● 取組方針 ●

- スポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。
- 市民のスポーツ活動を支える人材の育成と活用を図ります。

● 具体的施策 ●

①スポーツ少年団や体育協会活動の支援

- ・スポーツを通して青少年の健全育成を図るスポーツ少年団の活動を支援します。
- ・体育協会とその加盟団体等の自主的な活動を支援します。
- ・全国大会へ出場するスポーツ少年団や小学生を対象に補助金を交付し、ジュニア選手の育成を支援します。

■事業計画

事業名	担当部署
体育協会、スポーツ少年団の活動への各種支援	生涯学習課

②スポーツ活動の推進

- ・スポーツ推進員と連携して、スポーツ指導者の育成・強化を図ります。
- ・地域のスポーツ活動やスポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアの養成と活用を図ります。
- ・スポーツ団体の育成強化に努め、各種事業や団体活動との連携強化を図ります。

■事業計画

事業名	担当部署
スポーツ推進員との連携によるスポーツ活動の推進	生涯学習課



〔1〕生涯学習 7. スポーツ・レクリエーション活動の推進

● 現況と課題 ●

国は、平成 23 年に制定されたスポーツ基本法において、スポーツは、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利であると謳っています。

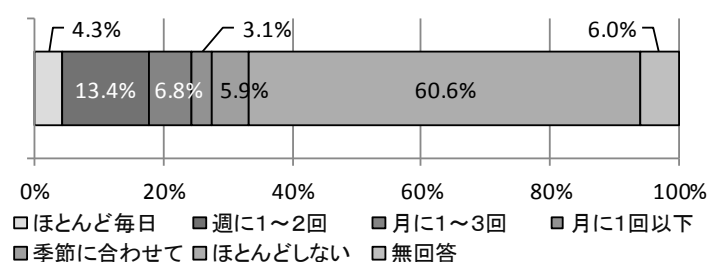
本市においては、霞ヶ浦マラソンやふれあいスポーツフェアなどのスポーツイベントや各種スポーツ教室を開催し、広くスポーツへの参加を推進しています。

また、「K S C エンジョイスportクラブ」、「K S C なかよしスポーツクラブ」の 2 つの総合型地域スポーツクラブがあり、様々なスポーツ教室を連携して開催するなど、市民が気軽にスポーツ活動に参加できる機会を提供しています。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）では、「どのくらいの頻度でスポーツをやっているか」の問に、「ほとんどしない」が約 6 割と最も多くなっています。スポーツをしない理由としては、「忙しい、時間がない」が最も多くなっています。

「どのくらいの頻度でスポーツをやっているか」

（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



スポーツをやりたいと思っている市民が、それぞれのライフステージに合った、もっと身近で気軽にスポーツに参加できる機会の提供に努める必要があります。

また、平成 31 年の茨城国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、全ての市民のスポーツ活動を促進していくことが求められています。

● 取組方針 ●

- 子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめる機会を提供し、市民の健康の保持増進を図ります。

● 具体的施策 ●

①スポーツ・レクリエーション機会の提供

- ・市民の健康寿命の延伸、青少年の健全育成など、ライフステージや目的に応じ「スポーツのある生活」を送れるような体制づくり、システムづくりを推進します。
- ・スポーツイベントやスポーツ教室を開催し、市民がスポーツやレクリエーションに参加する機会を提供します。
- ・国際盲人マラソン大会でもあるかすみがうらマラソンは、車いすの部もあり、障がい者が参加できる本市のスポーツイベントとして定着しています。応援企画などを実施し市民が参加・観戦する大会として今後も継続して推進していきます。

■事業計画

事業名	担当部署
各種スポーツ大会の開催	生涯学習課
各種スポーツ教室の開催	生涯学習課

②総合型地域スポーツクラブの支援

- ・総合型スポーツクラブとの連携により、スポーツレクリエーション祭や各種スポーツ教室を開催するなど誰もが気軽にスポーツに親しめる機会を提供します。

■事業計画

事業名	担当部署
総合型スポーツクラブとの連携による事業展開	生涯学習課

③茨城国民体育大会によるスポーツ活動の推進

- ・「いきいき茨城ゆめ国体 2019 第 74 回国民体育大会」の開催に合わせ、市内で開催予定のデモンストレーションスポーツ*（ふれあいグラウンドゴルフ、ペタンク）を実施し、市民のスポーツ活動を推進します。
- ・子どもから高齢者まで幅広く参加できるデモンストレーションスポーツを地域に普及させ、多くの市民が参加する国体を目指します。

■事業計画

事業名	担当部署
デモンストレーションスポーツの普及と開催	生涯学習課

* デモンストレーションスポーツは、国体開催都道府県内に居住している方々を参加対象として、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方が気軽に参加できるスポーツを行うイベント。

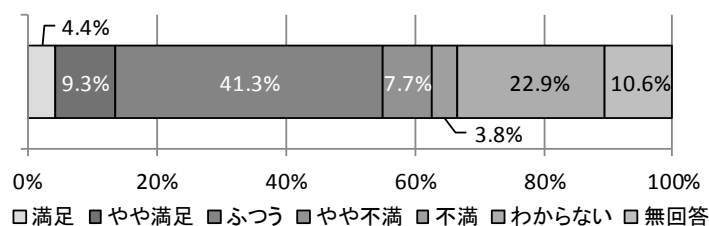
● 現況と課題 ●

本市には、多目的運動公園、体育センター、戸沢公園運動広場、わかぐり運動公園、第1常陸野公園、千代田 B&G 海洋センターの体育施設があり、多目的広場、運動場、テニスコート、野球場、弓道場、体育館、プールなど様々な施設を有しています。また、あじさい館にはトレーニング室の設備も備えています。施設の予約は、いばらき公共施設予約システムを利用してあります。平成28年9月から、いばらき公共施設予約システムが新施設予約サービスへと移行し、施設の効率的な活用を行えるようになりました。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成27年度）では、「スポーツ施設の管理運営」についての満足度で、「満足」、「やや満足」は約1割と低くなっています

「スポーツ施設の管理運営」についての満足度

（資料：平成27年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



既存のスポーツ施設は老朽化が進んでいるため、状況を把握するとともに、計画的な修繕を行う必要があります。

また、既存の施設だけでなく、統合された小学校等の体育施設の活用なども検討し、市民へのスポーツ・レクリエーション施設の提供を充実させていくことが望まれます。

● 取組方針 ●

○スポーツ施設の効率的な活用と計画的な修繕、安定的な施設の提供に努めます。

● 具体的施策 ●

①スポーツ施設の効率的な活用

- ・既存のスポーツ施設の効率的な活用を促進し、様々なスポーツ需要に対応していきます。
- ・オンライン予約システムの徹底と適正な維持管理による施設環境の質的向上に努め、さらなる施設利用を促進します。

■事業計画

事業名	担当部署
施設の適正な維持管理及び貸出し	生涯学習課

②スポーツ施設の整備と利便性の向上

- ・既存のスポーツ施設の状況を把握し、計画を立てて順次修繕を行います。

■事業計画

事業名	担当部署
既存スポーツ施設の修繕計画	生涯学習課

③スポーツ・レクリエーションの場の提供

- ・地域のスポーツ団体への安定的なスポーツ施設の提供や利用者の利便性を考慮し、社会体育施設だけでなく、学校などの体育施設を活動の場として提供します。

■事業計画

事業名	担当部署
スポーツ・レクリエーション活動の場の安定供給	生涯学習課



第4節 地域文化の継承と創造

〔1〕地域文化

1. 文化財などの継承と保護、活用
2. ふるさと教育の推進
3. 芸術・文化活動の推進

〔1〕地域文化 1. 文化財などの継承と保護、活用

● 現況と課題 ●

文化財は地域の歴史や文化を理解する上での貴重な財産であるため、将来の地域づくりの核となるものとして次の世代への継承と保存を行っています。

本市には、国指定重要文化財「椎名家住宅」をはじめとし、県指定、市指定の史跡や建造物、彫刻などの文化財があります。県指定史跡である「富士見塚古墳」は、数基の古墳があり一帯は古墳公園として整備され、展示館では出土品を公開しています。

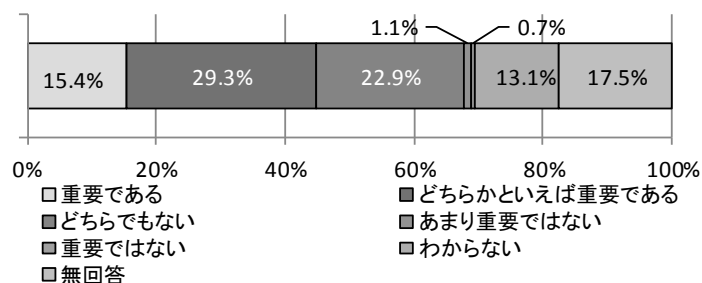
また、平成28年9月に、かすみがうら市、つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市の6市からなる「筑波山地域ジオパーク」が、日本ジオパークに認定されました。ジオパークは大地の成り立ちや生態系を学び、科学教育や防災教育、観光資源として活用し、地域を活性化することを目的としています。

本市には、筑波・鶏足山塊ゾーンに位置する「雪入・三ツ石」、「閑居山・権現山」、霞ヶ浦ゾーンに位置する「崎浜・川尻」、「歩崎」の4か所のジオサイト*があります。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成27年度）では、「市の文化財や伝統芸能などの保護・活用」の重要度で、「重要」、「どちらかといえば重要」が約4割となっています。

「市の文化財や伝統芸能などの保護・活用」についての重要度

（資料：平成27年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



今後も、本市の文化財については保護に努めるとともに、埋蔵文化財などの適正な保存・管理を行っていくことが必要です。また、これらの文化的資料等を展示・公開し、郷土の歴史・文化に触れる機会を増やしていくことが求められています。

さらに、文化財や郷土の歴史、筑波山地域ジオパークの4か所のジオサイトを観光資源として活用し、市内外に向けてPRしていくことも重要です。

* ジオサイトとは、地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける見学場所や拠点となる博物館のこと。

● 取組方針 ●

- 文化財の保護と管理に努め、次の世代へと引き継いでいきます。
- 歴史博物館を活用し、郷土の歴史や文化財に触れる機会を提供します。
- 歴史博物館や筑波山地域ジオパーク等を観光資源として活用します。

● 具体的施策 ●

①文化財の保護、保存と継承

- ・市の歴史、文化に関する資料、事象などの収集、整理、保存、調査研究及び活用に努めます。
- ・指定文化財、埋蔵文化財については、現状を掌握し、適正な保存、管理、公開に努めます。
- ・筑波山地域ジオパークが持つ自然や歴史民俗、文化を大地の遺産として保護、保全、継承していきます。
- ・明治時代に、本市出身（旧霞ヶ浦町）の折本良平により考案された帆引き船の保存に努め、後世へ伝えていきます。

■事業計画

事業名	担当部署
国・県・市の指定文化財の適正保存及び活用	生涯学習課
民俗芸能の伝承	生涯学習課
指定文化財の公開	生涯学習課
指定文化財の指定	生涯学習課
帆引き船の保存、伝承	生涯学習課
埋蔵文化財の適正管理	生涯学習課
文化財保護審議会	生涯学習課

②歴史博物館や富士見塚古墳公園の充実

- ・歴史博物館や富士見塚古墳公園の適正な維持・管理に努めます。
- ・歴史博物館の展示内容等の充備に努めます。

■事業計画

事業名	担当部署
歴史博物館・富士見塚古墳公園など施設の適正な管理	生涯学習課

③文化財や文化的景観の有効活用

- ・指定文化財の説明板や案内板を計画的に設置し、関係部局と連携して観光資源として有効活用を図ります。
- ・筑波山地域ジオパークの情報を市内外へ向けて積極的に発信します。
- ・茨城県内で最初に名勝として指定された歩崎や自然豊かな雪入ふれあいの里など、市が持つ魅力ある景観を観光資源として活用します。

■事業計画

事業名	担当部署
観光資源としての文化財や景観の活用	生涯学習課
指定文化財の説明板・案内板の設置	生涯学習課

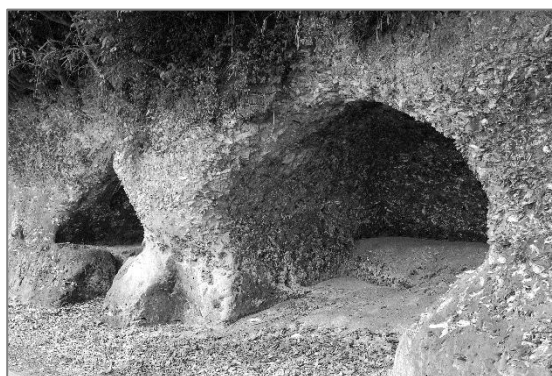
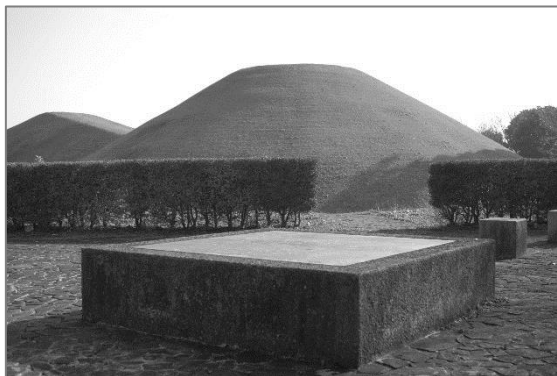
④市民学芸員の観光ボランティア活動

- ・本市を訪れた観光客に、文化財や郷土の歴史について案内をする市民学芸員や観光ボランティアなどの人材を育成します。
- ・関係部局と連携して、市民学芸員やボランティアなどによるジオツアー*や歩崎周辺案内などをはじめとする観光案内を行っていきます。

*ジオツアーとは、ジオパークの中でジオサイトを巡るツアーのこと。

■事業計画

事業名	担当部署
市民学芸員による観光ボランティア活動	生涯学習課



〔1〕地域文化 2. ふるさと教育の推進

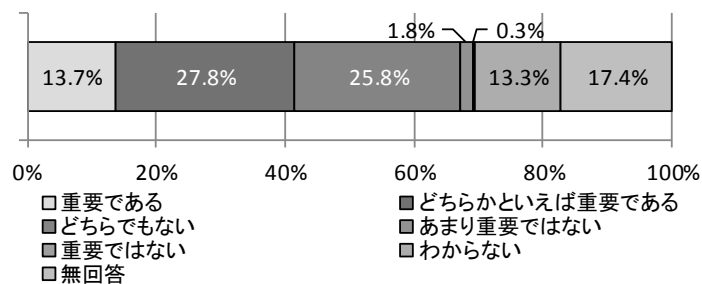
● 現況と課題 ●

本市には、城郭型建築の歴史博物館があり、考古・歴史・民俗などの各種資料の調査・収集及び保存をしています。その資料を元にして特別展や企画展の開催や研究、目録・図録などの書籍の発行、体験教室や講座等の教育普及活動を行っています。

また、博物館学芸員の養成講座を開き、市民学芸員を育成するとともに、学校等への出前授業など、本市のふるさと教育を推進しています。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）では、「市の文化財や歴史を活用したふるさと教育の推進」について約 4 割の市民が重要と考えていることが分かります。

「市の文化財や歴史を活用したふるさと教育の推進（歴史博物館各種事業）」についての重要度
（資料：平成 27 年度「かすみがうら市教育振興基本計画」に係る市民意識調査）



ふるさと教育をさらに推進していくためには、歴史博物館の事業を中心に、かすみがうら市の歴史や民俗などの周知を図り、郷土に誇りを持つてもらうことが大切です。

また、市民学芸員の養成に力を入れて、市民が積極的に歴史や文化を学び、ともに活動を広げていく必要があります。

● 取組方針 ●

○歴史博物館を活用し、地域の歴史や文化、民俗についての周知を図り、郷土の誇りや愛着を育みます。

● 具体的施策 ●

①歴史博物館を活用したふるさと教育の充実

- ・多くの市民が本市の歴史や文化を学ぶことにより、郷土に誇りと愛情を持ってもらえるよう、特別展・企画展などの展示会の開催、昔からの習慣・行事などの歴史・文化を学ぶ講座や体験教室、歴史刊行物の作成発行など、多様なふるさと教育を推進していきます。
- ・養成講座を開講し市民学芸員の増加を図り、市民学芸員を中心に市民の協力のもと、事業を展開していきます。
- ・学校と連携し、児童生徒が、かすみがうら市の郷土に関する調査・研究をまとめた「わたしたちの郷土」を発行します。

■事業計画

事業名	担当部署
バラエティに富んだ各種ふるさと教育講座や体験教室の開講	生涯学習課
市民学芸員の養成と連携	生涯学習課
「わたしたちの郷土」の発行	生涯学習課

②市民への地域の歴史・文化の周知

- ・歴史博物館において、本市にかかわる人物や事柄にスポットをあてた特別展や企画展を開催します。
- ・特別展や企画展にあわせて講演会等の催しを実施することで、内容の理解を深めます。
- ・小学生にも分かりやすい郷土の歴史まんがを作成し配布する等、新たな歴史博物館ファンの開拓に努めます。
- ・学校などに学芸員や市民学芸員を派遣する「出前資料館」を実施します。

■事業計画

事業名	担当部署
特別展企画展の開催	生涯学習課
特別展企画展に関わる講演会等の開催	生涯学習課
歴史まんが等刊行物の発行	生涯学習課
出前資料館の実施	生涯学習課



〔 1 〕 地域文化 3. 芸術・文化活動の推進

● 現況と課題 ●

国においては、「文化芸術振興基本法」（平成 13 年）に基づき、平成 27 年 5 月に第 4 次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

第 4 次基本方針では初めて成果目標と成果指標が明示され、その中のひとつには「文化芸術の鑑賞活動や創作活動等が広がっている」という成果目標に対し「鑑賞活動する者の割合が約 80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約 40%まで増加することを目指す」という成果指標が掲げられています。（2020 年までの成果目標・成果指標）

本市においては、市内で自主活動する文化団体の団体数や会員数が減少傾向にあることから、文化団体を増やすための対策として、当初からサークル化を目指した公民館講座の開講や、会員数を増やすための対策として、各文化団体主催の自主講座の支援に取り組んでいます。

本市の生涯学習に関する意識調査（平成 27 年度）の自由記述欄には、「文化会館のような文化的発表の場の新設」を望む声や「芸術活動が活発ではなく楽しくない、他市のように市民が演じたり、鑑賞できる催しを企画してほしい」といった意見がありました。

市民の芸術・文化活動を活性化するためには、既存の施設等を活用した取組を進めることが重要です。

また、質の高い本物の文化に触れることは、市民生活をより豊かにすることから、様々なジャンルの芸術・文化の鑑賞や創作活動を展開していく必要があります。

● 取組方針 ●

○市民が優れた文化や芸術を体験・鑑賞する機会を創出します。

○市民の自主的な芸術・文化活動を支援し、活動の活性化を図ります。

● 具体的施策 ●

①市民の芸術・文化活動の機会の充実

- ・市内で活動する文化団体などの活動の場所と展示、発表の場を安定的に提供し続けるとともに、その活動内容等の情報を広報紙や市ホームページに掲載し、市民への周知を図ります。
- ・市民が優れた芸術・文化を体験・鑑賞する機会を創出するため、県立美術館や博物館等の情報の収集に努め、広報紙や市ホームページ等を活用して情報を提供します。
- ・市民の芸術・文化活動の発表の場として、市民が実行委員となり企画・運営するふれあい生涯学習フェア（市民文化祭）を開催します。

■事業計画

事業名	担当部署
市民の文化・芸術活動の紹介	生涯学習課
市民が企画・運営する芸術・文化活動への支援	生涯学習課

②芸術・文化に触れる機会の創出

- ・音楽、美術、演劇などの活動をしている個人・団体を活用し、市民向けのワークショップの開催を検討します。
- ・音楽・演劇など本物の芸術・文化に触れる機会を提供するため、県や近隣都市の公演情報を積極的に提供していくとともに、既存の市内施設においてミニコンサートや作品展などの開催を検討します。

■事業計画

事業名	担当部署
市民の文化・芸術活動の活性化への支援	生涯学習課

V 計画の実現に向けて

1. 推進体制の強化
2. 計画の点検・評価
3. 計画の見直し
4. 計画の公表と情報の提供

1. 推進体制の強化

本計画を着実に実行していくためには、推進体制の強化を図っていくことが重要であり、教育委員会及び附属機関における各セクション間の連携、庁内部局間の横断的な連携・強化を図っていく必要があります。

特に、教育・保育の連携は子どもや子育て家庭を中心に切れ目なく施策展開されるべきものであることから、教育と福祉の連携を適切に推進していきます。

また、地域をフィールドとした文化施策と観光施策の連携や、学校安全に関する施策と生活安全に関する施策との連携などについても、相互に連携して施策を展開していきます。

さらに、学校教育においては、学校、家庭、地域の連携、生涯学習においては、市内で活動する団体や市民、地域、市内事業者など、多様な連携を図っていくものとします。

2. 計画の点検・評価

平成19年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会では、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表していくこととなっています。

本計画の進行管理は、同法に基づく点検・評価の報告と合わせて実施するものとします。

具体的には、年度当初において、「教育振興基本計画」の具体的施策を実現するための目標を明らかにし、年度終了時に、実施状況を点検及び評価し公表する方法で実施を検討します。次年度においては当該年度の結果を踏まえ、新たに目標を設定し、順次更新していくものとします。

なお、点検・評価の対象となる施策・事業の考え方については、庁内調整により柔軟な枠組みで設定するものとします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3. 計画の見直し

本計画の策定期間は5年間となっており、計画期間終了にともなって計画の見直しを行うものとします。また、本計画の策定期間は、本市総合計画と時期を同一にしていることから、策定にあたっては、総合計画との整合を図るものとします。

計画の見直しにあたっては、毎年の特検・評価と合わせて、住民意識の動向を把握し、その結果を踏まえるものとします。

4. 計画の公表と情報の提供

本計画の内容をわかりやすく市民に公表します。

本計画に掲げる施策及び事業の展開にあたっては、広報紙、ホームページ等、より多くの媒体を活用し、市民に向けて情報提供を行っていくものとします。

VI 資料編

1. かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
2. かすみかうら市教育振興基本計画策定委員会名簿
3. かすみがうら市教育振興基本計画ワーキングチーム名簿
4. 策定経緯

1. かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成27年かすみがうら市教育委員会訓令第5号

かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 かすみがうら市の目指す教育と教育に関する施策を効果的かつ総合的に推進するためのかすみがうら市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に必要な調査及び研究に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育委員会教育長
- (2) 教育委員会教育委員
- (3) 学識経験者
- (4) 市PTA代表者
- (5) 学校関係者
- (6) 市生涯学習関係者
- (7) 教育部長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、基本計画の策定に必要な調査及び資料作成のため、ワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームは、市教育委員会職員その他必要な職員をもって組織する。
- 3 ワーキングチームに代表及び副代表を置き、代表は、学校教育課長をもって充てる。副代表は、代表が指名する者とする。
- 4 代表は、ワーキングチームの会務を総理する。
- 5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 ワーキングチームの会議は、代表が招集し、その議長となる。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この訓令の施行後、最初に開催される会議については、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。
- 3 この訓令は、基本計画の策定が終了した日限りに、その効力を失う。

2. かすみかうら市教育振興基本計画策定委員会名簿

No	氏 名	所 属・役 職	備 考
1	大 山 隆 雄	教育委員会教育長	
2	田 澤 高 保	教育委員会教育委員（教育長職務代理者）	
3	市 川 彰	学識経験者（元高等学校校長）	委員長
4	市 川 一 典	校長会の代表（霞ヶ浦中学校校長）	
5	青 木 治 子	教育研究会の代表（七会小学校校長）	平成 27 年度
	高 野 由紀子		平成 28 年度
6	榎 本 裕 明	東風高校学校の代表（東風高等学校教頭）	
7	池 澤 光 浩	P T A連絡協議会の代表 （安飾小学校 P T A会長）	平成 27 年度
	山 口 浩 史	P T A連絡協議会の代表 （霞ヶ浦南小学校 P T A会長）	平成 28 年度
8	栗 原 正 美	学識経験者（県南 P T A連絡協議会参与）	
9	川 島 安 則	生涯学習関係者の代表（社会教育委員議長）	副委員長
10	深 井 征一郎	生涯学習関係者の代表（文化協会会長）	
11	嶋 田 芳 則	生涯学習関係者の代表（体育協会会長）	
12	飯 田 泰 寛	教育部長	

（敬称略）

3. かすみがうら市教育振興基本計画ワーキングチーム名簿

No	氏 名	所属・役職	備 考
1	坂 本 重 男	学校教育課 課長	代表
2	塚 谷 吉 行	学校教育課 教育指導室 室長	
3	加 藤 洋 一	学校教育課 課長補佐	
4	磯 山 健 史	学校教育課 課長補佐	
5	中 泉 栄 一	生涯学習課 課長	副代表
6	山 口 由 晃	生涯学習課 課長補佐	
7	屋 代 久 雄	歴史博物館 館長	
8	和 田 哲 男	図書館 館長	
9	斉 藤 裕 之	霞ヶ浦中地区公民館 館長	
10	吉 田 均	千代田中地区公民館・下稻吉中地区公民館 館長	
11	畠 山 君 枝	子ども家庭課 課長補佐	
12	越 渡 貴 之	子ども家庭課 子ども未来室 室長	

(敬称略)

4. 策定経緯

年月日	会議等	内 容
平成 27 年 10 月 28 日	平成 27 年度 第 1 回 教育振興基本計画策定委員会	・かすみがうら市教育振興基本計画（現行計画）について ・かすみがうら市教育振興基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の策定について ・アンケート調査について
11 月 9 日～24 日	アンケート調査の実施 （学校教育） *保護者は生涯学習についても調査	《対象者》 ①小学 1 年生、4 年生の児童の保護者 ②中学 2 年生の生徒の保護者 ③市立小・中学校に勤務している教職員
11 月～12 月	アンケート調査の実施 （生涯学習）	《対象者》 ①小・中学校でアンケート実施した際に、祖父母のいる家庭に調査票を配布 ②市開催のイベント参加者に調査票を配布
平成 28 年 6 月 16 日	平成 28 年度 第 1 回 教育振興基本計画 ワーキングチーム会議	・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査報告（概要版） ・教育施策の大綱及び策定方針について ・施策・事業調査について
6 月 17 日～30 日	各課施策・事業調査の実施	
7 月 22 日	平成 28 年度 第 1 回 教育振興基本計画策定委員会	・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査報告（学校教育・生涯学習） ・教育施策の大綱及び策定方針について
8 月 25 日	平成 28 年度 第 2 回 教育振興基本計画 ワーキングチーム会議	・基本計画案の検討 ・市教育大綱
9 月 20 日	平成 28 年度 第 2 回 教育振興基本計画策定委員会	・基本計画案の検討
10 月 4 日	平成 28 年度 第 3 回 教育振興基本計画 ワーキングチーム会議	・教育振興基本計画（素案）の検討
10 月 20 日	平成 28 年度 第 3 回 教育振興基本計画策定委員会	
12 月 23 日～ 平成 29 年 1 月 5 日	パブリックコメントの実施	・教育振興基本計画（案） （提出意見 0 件）
平成 29 年 1 月 20 日	平成 28 年度 第 4 回 教育振興基本計画策定委員会	・パブリックコメント結果報告 ・教育振興基本計画（案）
1 月 26 日	教育委員会 議決	
2 月 9 日	市議会全員協議会 報告	

かすみがうら市 教育振興基本計画

ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり

平成 29 年度～平成 33 年度

発 行
発行者

平成 29 年 3 月
かすみがうら市教育委員会
〒300-0192
茨城県かすみがうら市大和田 562
Tel. 029-897-1111